



① Revolving six elements, paper, 15×15 cm 2002 年



② Bag, four elements, paper, 13×10 cm 2011 年



③ Plane figure 01, 14×14×14 cm 2011 年



④ Plane figure 02, 18×18 cm 2011 年

最終回

回転するかごが表す思考のかたち たかみやのりこ 高宮紀子さん

高宮紀子さんのオブジェ作品は「回転するかご」という名前が付けられています。どこが「かご」なんだろうかと不審がられる方が多いかと思いますが、作り方が、竹ひごやワラや植物の蔓でかごを編むときの編み方をベースにしているという意味で「かご」なのです。以前に紹介した畑山典江さんの創作(第6回)も、「かご」から出発している点で高宮さんと共通していると見るすることができます。

高宮さん自身のことばを引きますと、こういことです。「『回転するかご』というのは組んだ立方体のかごがスタートの核になっていて、それらの条材を幾重にも巻いて組んでいく、その結果、かごの軸を中心に回転したような形に見えるから、そう名付けました。」

紙のテープを幾重にも巻いていってできてくる形、というところに高宮さんの作品の特徴があります。回転しているように見える様子から、私などは物質の究極の単位である素粒子の更に基本になる粒子が超高速度で回転しているという説があることを連想したりしますが、何かそういった雰囲気が感じられるような気がしませんか？

かごを編む方法を使ってオブジェ作品を作っていくやり方は、「考える」ということと「形ができてくる」ということが同時進行していく、もしくは相互に影響を及ぼし合いながら進んでいくようなところがあって、そのあたりがとても面白いんです。作者はこう言ってます。

「形を作るということは考えを重ねてある方向性を見出すことだと思います。考えを確

立するために作り、作りながらその考えも成長していきます。」

写真掲載の4点の作品について高宮さんの解説があります。「考えが成長していく」ということの意味合いを了解していただくために、順番に紹介してみましょう。

作品①について。「『回転するかご』は組みによる立方体からスタートし、何重にも組んで層を作る。それぞれの材の関係が軌道を作り、層を作ることができる。やがて巻く作業へと変化し、元の形は大きく変化する。このことが面白く続けていける。」

作品②について。「この作品のスタートは4本の紙テープで組んだ袋。底と口のある平らな袋。面白くなる可能性は低いと思って層にしていく。意外にもうねりが出た。」

作品③について。「回転する、という言葉に軸に他の言葉を巻き込むと、平面や立体というのも境がなくなる。平面が集まっているのが立体だということもできる。だとしたら、今まで考えてきた立体も平面だし、平面も立体だったのでは、と両方の行き来が始まった。」

作品④について「平面を繋いだ作品。3つの面が繋がっている。」

紙のテープをぐるぐる巻いていくうちに形が変化してきて、思いもよらない形になってくる。それは作者にとってひとつの発見であり、新しい思考への誘いでもあります。その思考は独自のものです。しかし作品として現実に存在していることで、「独自の思考」に対する観る人のインタレスト(interest)がさくぶる掻きたてられるのです。

平面と立体というのも境がなくなる。

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 657
2011 October



表紙写真
「神楽舞」

第26回写真コンクール入選
石沢 直行●静岡会

美の工房(最終回) 工芸評論家●笹山 央

03 地籍問題研究会 第1回研究会 開催

～東日本大震災復興支援シンポジウム～

08 事務所経営の必要知識

一時代にあった事務所経営のためにー

第5回 土地家屋調査士事務所の法的責任と危機管理

東京土地家屋調査士会顧問 弁護士 山崎 司平

12 東日本大震災による被災者への支援活動と首都直下地震への対応

『第5回 専門家と共に考える災害への備え 実践編』

～東日本大震災復興支援シンポジウム～ 東京土地家屋調査士会理事 小野 均

18 東京大学空間情報科学研究センター寄付研究部門 「空間情報社会研究イニシアティブ」

CSIS-i 最終成果報告会～「我々は何ができて何ができなかったのか」

前連合会研究所研究員 剣持智美

22 会長レポート

23 国土交通大臣 表敬訪問

24 土地家屋調査士名簿の登録関係

25 土地家屋調査士の本棚

これだけは知っておきたい! 山村流 災害・防災用語事典

26 ちょうさし俳壇

27 会務日誌

28 ネットワーク50

東京会

30 第7回土地家屋調査士特別研修の開催について

31 土地家屋調査士新人研修開催公告

四国ブロック

31 編集後記

巻末付録

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

地籍問題研究会 第1回研究会 開催

～東日本大震災復興支援シンポジウム～



地籍問題研究会 鎌野事務局長

「土地家屋調査士の日」である7月31日(日)に、日経ビルの6階「日経カンファレンスルーム」(東京・大手町)において、地籍問題研究会 平成23年度第1回研究会が開催されました。

あいにくの雨模様の天気でしたが、会場を埋め尽くさんばかりに大勢の来場者で溢れていました。本年3月11日に発生した東日本大震災の影響で研究会の開催が日延べ状態にありましたが、多くの方々の御協力をもちまして、記念すべきよきこの日に開催する運びとなりました。

講演1 「表示登記制度から見た地籍図」

清水湛氏(地籍問題研究会幹事・弁護士)



近代になって土地の売買等が自由化されるに伴い、各国で登記制度が創設されたが、その前提には、土地の位置・区画を明らかにした図面(地籍図)及びその台帳の存在があったことを忘れてはならない。これらは、もともとは貢租・租税の徴収、領地の管理・保全、更には人民の管理の手段として、古くより各国で作製されてきた。中国にも有名な歴史的資料があるという。

我が国でも、太閤検地が有名であるが、明治政府は、主としてその財政基盤を確立するため、明治5年の地租改正条例により、地籍図(改租図、字図)の作製及び台帳の整備を図った。その成果が、明治19年の登記制度の発足に繋がったこと、また地籍図はその後の更正(更正図)を経て、公図(土地台帳附属地図)となっているが、作製の経緯に照らしその精度等に問題があることは周知のとおりである。沖縄においては、明治32年施行の沖縄県土地整理

法により、一筆地調査・地籍図の作製(その当時の高度な測量技術により作製されており、その精度は上記の公図よりはるかに高い。)が行われ、これをもとに、本土より遅れて明治39年に登記制度が発足している。

我が国では、土地台帳制度は廃止され、表示登記制度になっているが、この制度の下における地籍図(法14条)は、従来の公図等の位置付けとは全く異なる。省令ではなく、直接に、法律の規定によりその備付けが義務づけられ、国家の最も基本的な制度である登記制度の基本的構成要素となっている。登記制度は、各種の行政のみならず国民の社会経済活動の基盤となるものであるから、登記所が備えるべき地籍図は、常に時代の要請に応え得るものでなければならない。国家基準点等による精度の高い地籍図の速やかな整備と、精度の劣化等の防止、国民に対する円滑な利便の提供等のための維持管理体制の充実強化が求められている。

講演2 「日本の地籍」

鮫島信行氏
(地籍問題研究会幹事・社団法人農業土木事業協会専務理事)

明治維新から昭和35年までの成果品である公図が台帳一元化で法務局に移管され現在に至っています。国土調査の成果品である地籍図も市区町村経由で合流しました。

地籍の問題点では、とりわけ法定外公共物の境界確認の困難さが挙げられます。



六本木ヒルズ建設時の境界確定作業の時間のロスは有名な話ですが、その主な原因もこのことでした。第6次国土調査事業十箇年計画と併せて、官民境界基本調査事業ができましたので、これに期待するところです。

相続登記の放置も大きな問題です。都心部では私道などで顕著ですが、山村部になるほど相続登記を放置しており、現所有者を探すのに地籍担当者や土地家屋調査士に大変な労力がかかっています。所有権には管理義務責任も伴っているはずですが、筆界未定地を作り出す温床といっても過言ではないでしょう。

今後の課題は土地売買時の重要事項説明に境界確定図の添付を義務化することです。ADRや筆界特定制度があるので難しい話ではないでしょう。また、図根点の保全などインフラ整備は官の仕事とし、民々境界標の保全は民が行い、地籍の維持更新管理をしていくべきだと思います。

シンポジウム1 「東日本大震災と測量」

座長は清水英範氏(地籍問題研究会副代表幹事・東京大学大学院工学系研究科教授)でした。



大木章一氏(国土地理院企画部研究企画官)から「東日本大震災と地理空間情報」と題して報告があり



ました。

今回の大震災で、牡鹿半島は5.3 m水平移動し1.2 m沈下しました。震源地を中心として放射状に変動点がプロットされる結果となりました。空中写真測量を実施して正斜画像と俯瞰画像を作成し、市町村の復興資料として提供しました。また、自衛隊や道路担当に道路規制情報も提供しました。浸水範囲概況図や5 mメッシュDEM及びデジタル標高地形図を直ちに官邸に報告し、復興の検討や市町村の罹災証明の交付に活用してもらいました。つくば市にあるVLBI観測局は6 cm強移動し、さらに東北・関東を中心とする広い範囲で基準点が移動したため成果を改定する必要が生じました。経緯度原点も測量し直します。電子基準点は5月31日に成果改定し、三角点・水準点は改測・改算・補正パラメーター変換を行い、10月を目標に成果改定・公開する予定です。

* VLBI (Very Long Baseline Interferometry : 超長基線電波干渉法)

* DEM (Digital Elevation Model : 数値標高モデル。地表面の地形のデジタル表現)

続いて、大瀧茂氏(日本測量協会測量技術センター管理部長)から「復興測量支援協議会及び支援センターの取組み状況」について報告がありました。



測量関係7団体(社団法人 日本測量協会、一般社団法人 日本測量機器工業会、社団法人 全国測量設計業協会連合会、財団法人 日本測量調査技術協会、日本土地家屋調査士会連合会、社団法人 日本地図調製業協会、電子基準点を利用したリアルタイム測位推進協議会)により東日本大震災復興測量支援協議会を設立し、事務局を社団法人 日本測量協会に置きました。

阪神・淡路大震災のときはGPS測量機の無償貸出し、技術指導や研修、臨時電子基準点のデータサービスやパトロール等を実施しました。新潟中越地震の時は支援用GPS測量機の無償貸出し、GPS測量機の無償検定、補正データの無償提供を行ってきました。

東日本大震災においては、日本土地家屋調査士会連合会や社団法人 日本地図調製業協会が復興測量支援協議会に新たに加わり、本格的な復興測量支援への期待が高まっています。

また、社団法人 日本測量協会測量技術センター東北支所内に復興測量支援センターを開設しました。

関係7団体の得意職能を生かし、測量計画機関や作業機関からの復興測量に係る技術相談、測量機器の簡易点検や貸与、電子基準点補正データや地図の提供、土地の境界に関する相談対応(土地移動問題や不動産表題部関係などを含む)を行います。

なお、初期の段階でGISソフト、各縮尺地図、住宅地図の無償提供が行われました。

シンポジウム2

「緊急報告～東日本大震災と登記・境界・地図」

座長は村田博史氏(地籍問題研究会幹事・京都産業大学大学院法務研究科教授)でした。

1 「東日本大震災への法務省・法務局の取組み」

西江昭博氏

(法務省民事局民事第二課地図企画官)

- (1)被災者の方々の不安を解消する等のため、被災地の法務局においては、平日・休日における相談所の開設や電話相談に対応しています。また、日本土地家屋調査士会連合会等の

了承の下、各単位会の協力を得て避難所等における登記相談も行っています。

- (2)平成33年3月までの間に登記を受けるもののうち、被災建物の建替えや被災船舶の再建造等に係る登録免許税の免除の特例が設けられました。また、被災建物とその敷地、新規取得建物とその敷地、被災船舶と新規取得船舶に係る登記事項証明書等の交付手数料の免除の特例も設けられました。
- (3)倒壊した建物について、被災者の方に滅失の登記の申請を期待することはできず、また、被災地復興のためには迅速に建物の滅失の登記を行う必要があることから、職権による建物の滅失の登記を実施することとしました。このために必要となる調査については、土地家屋調査士に委託することとしています。
- (4)地震に伴う地殻変動による土地の位置の移動を登記所備付地図に反映するため、国土地院が国家基準点の再測量をして得た情報を基に、地図の座標値の変換を行い、また、被災地の土地の実態調査を行い、土地の境界が不明となった地域や土地が水没した地域等の特定を行います。その後、境界が不明となった地域について、土地の境界の復元を行うことを検討します。
- (5)一部の登記所において、閉鎖登記簿等が津波によって浸水するなどしたため、その復元・回復を図ることとしています。

2 「土地と建物の震災被害による現状報告」

鈴木洋一氏(宮城県土地家屋調査士会業務部長)

被災地は沿岸部ばかりと思っていましたが、内陸部も地割れ、断層等で道路や宅地や建物にも深刻な被害があることをスライドで詳細に説明がありました。宅地内にできた地割れで建物が傾いたり、真っすぐな道路や側溝が歪んだりとその深刻さは目を覆うばかりでした。

今後の復興では、公共物である道路河川が先に行われることになりますが、側溝やアスファルト、橋などの構造物(公共物)が動き、幅員が狭くなるなど行政管理界に影響がでる恐れがあります。建築基準法上の問題も内在してきます。土地

は不等移動しており、測量して被災前と比較しないと見た目にはわかりません。実生活の再建が先になりがちで、土地境界問題は後回しにされる傾向があります。行政側の都市計画や復興指針がないと民々も境界復元ができません。5年、10年と長期になりますが、復興はまだ1合目に立ったばかりです。

3 「日本土地家屋調査士会連合会における東日本大震災からの取組」～組織としての取組～

國吉正和氏(東京土地家屋調査士会会長)

私は、東日本大震災発生時には日本土地家屋調査士会連合会総務部長の役職にあり、まさに災害対策の最前線に立たされることとなりました。

直ちに「東北地方太平洋沖地震災害対策本部」を設置し、被災地の会員の安否確認や被災状況等の情報収集に着手すると同時に、全国の土地家屋調査士会からの救援・支援物資等の受け付けを開始いたしました。救援物資については、いち早く被災地に届けることが何よりも重要であることから、効率的に被災会にお届けいたしました。なお、この災害におきまして、残念なことに岩手会で1名の会員がお亡くなりになりましたことを、ご報告させていただきます。

非常に広範囲にわたり被害が発生いたしましたことから、被災会員に対しては測量機器等を提供するための調整を行い、また、基準点の取扱い及び登記手続等に関する情報を全国の土地家屋調査士会員に伝達しました。

また、登記業務には含まれませんが、保険会社からの要請を受け、地震保険の適用に関する調査に協力をいたしました。このことは、土地家屋調査士として倫理規程を掲げ、守秘義務が規則化されていること、更に不動産調査報告書を作成する知識と技術などが高く評価された結果だと考えております。

今後の災害復旧復興支援対策に関しましては、被災法務局において甲号及び乙号事件の円滑な処理体制を敷いていただくとともに、瓦礫の除去作業に係わる指揮や全半壊家屋の調査等に関して、土地家屋調査士の判断認定能力を活用いただけるよう要望いたしました。その他、行政機関や専門

職能団体等が行う相談活動への参加・支援を表明し、かつ実施しております。



4 「滅失建物と土地移動の可視化」―滅失した建物と土地変異状況の調査から―

兄玉勝平氏

(日本土地家屋調査士会連合会業務部長)

(1) 滅失した建物(倒壊、流失、焼失の調査)

警察庁発表の全壊109,649戸、半壊127,722戸の数字ですが、半壊で後日取り壊した建物もあるので、一棟ごとに震災前との比較調査が必要になります。登記原因としては震災前に取り壊され、未申請の場合もあり、注意が必要です。また逆に半壊建物に造作を施し、あたかも新築建物のように見える場合があります。また、未登記、既登記の混在地区もあり、よほど注意して家屋調査をしないと取り違えて滅失登記したりと所有権が入れ替わる結果となる恐れがあります。弁護士会の電話相談でも震災1か月で568件中321件と半数以上が不動産関係という関心の高さが伺えます。ただ単に登記簿を除却する作業ではなく、罹災などの補助金、保険金請求、抵当権、法定借地権、固定資産税、再建築権など公平な社会基盤に関わり、公正で安心できる社会生活に影響しますので、空中写真等を活用したり国土情報基盤図やGISサーバ、GoogleEarth等を利用して正確な調査をすることが必要です。

(2) 土地の移動状況把握

大まかな土地の移動は国土地理院の調査で明らかになっていますが、不動産登記上の最小単位である一筆一筆については、実態調査がまだ行われていません。今回、仙台市太白区緑ヶ丘三丁目のある土地を調査しました。ここは平成21年度に法14条地図を作成した土地です。

- ①南側は1 mmから3 mmの較差のため相対的な変動はなく等しい平行移動でした。
- ②北側は40 cmから50 cmのズレが確認されました。
- ③土地の伸縮があった部分となかった部分が混在しています。
- ④一見すると変化がないように見えたが測量してみないと判別できません。
- ⑤道路と宅地の間の側溝が約20 cm圧縮され側溝が狭くなっています。
- ⑥側溝の復旧には道路幅員の確保、土地所有権と建築基準法もからみます。

地図の精度区分では国土調査法施行令別表5で甲2に入りますが、筆界点位置の公差は20 cmで、筆界距離が30 mの場合は9.4 cmとなります。公差内か外かで地図問題が法律問題に発展しかねません。現地境界復元に携わる人々は相当苦慮するでしょう。法務局や土地家屋調査士はこういった状況に対して合理的に根拠を説明できる準備が必要になります。権利者間の合意形成に時間がかかりそうですが、権利関係の調整に被災者と共に考え、復興に土地家屋調査士の職能を生かしていくべきだと思います。

震災直後から地理情報に携わる人々の協働で官民を問わず情報が統合され、解決へ齎しました。被災建物の位置情報に新築日、種類、構造を結びつけマッピング、公開し、建築時期や構造、時系列的に分布を考察すれば防災研究の一助になるかもしれません。

不動産登記から一步前進し、建物も貴重な地籍学の構成要素になりうると思い、現地情報収集者でもある土地家屋調査士が果たす課題として地籍問題に取り組みたいと思います。

質疑応答



村田座長：復興に向けてのタイムスケジュールはどうですか？

西江地図企画官：第1次補正予算では、倒壊建物の滅失調査に係る経費や土地の境界復元作業のうち現地の状況調査のための経費と地図の座標値の変換のための経費などが計上されています。それ以降の作業については、今後編成が予想される第3次補正予算や24年度予算の内容いかんによります。

児玉業務部長：境界紛争解決センターがあるので、官、民ともよく協議して話し合う必要があります。

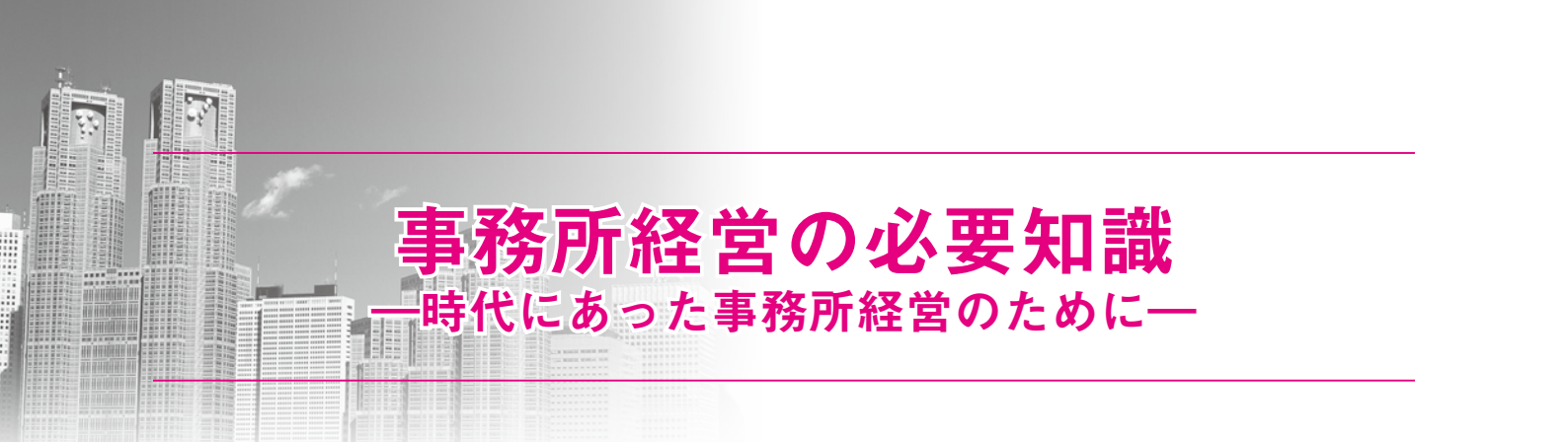
村田座長：何か要望書のようなものを法務省に提出していますか？

國吉東京会長：政府、与野党や法務大臣に対し、登録免許税や登記事項証明書等に関する内容の要望書を提出しました。

定刻の午後6時20分となり第1回研究会は閉会となりました。地方自治体の復興担当者や国会議員、地方議員の先生方にもお声を掛け、「議・民・行・業」で地籍問題を研究していきたいと思いました。

閉会後にKKRホテル東京にて懇親会が催され盛会裏に終わりました。

広報員 石野貢男



事務所経営の必要知識

—時代にあった事務所経営のために—

第5回 土地家屋調査士事務所の法的責任と危機管理

東京土地家屋調査士会顧問 弁護士

やまざき しへい
山崎 司平

I はじめに

司法制度改革審議会が、平成13年6月12日付意見書においてADR (Alternative Dispute Resolution) を「裁判と並ぶ」紛争解決制度と位置付けてから10年が経過した。この意見書を受けて、仲裁法が平成15年8月1日に成立して平成16年3月1日に施行され、ADR法ともいわれる裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律が平成16年12月1日に成立して平成19年4月1日から施行された。

ADR法による法務大臣の認証を受けた裁判外紛争解決事業者は、平成23年8月31日現在で、100を数えている。「専門的な知見」を活用して和解の仲介を行うと認められたものについて、法務大臣が認証するのであるが、各種士業団体がADRを設立して法の認証を得るものが目立つ。社会保険労務士会は全国で38の単位会等が認証を得ている。他方、弁護士会関連が6会、司法書士会が13会、行政書士会が7会である。土地家屋調査士会は15の単位会がADR法の認証を受けている。もっとも、土地家屋調査士会は、全国50単位会のうち48会に境界問題相談センター・境界紛争解決支援センター等の名称による「境界センター」が設立されているので、ADRが設立されている比率は、士業団体の中では群を抜いているのではないだろうか。

ADR法6条5号は、「専門的知見を活用して」和解の仲介をする手続実施者が弁護士でない場合、法令の解釈適用に関して専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができる措置を定めていることを、ADR法の認証を受ける基準の一つとしている。各種士業団体は、平成12年の司法制度改革審議会において、ADRを設置・運営することについてヒアリングを受けたが、日本土地家屋調査士会連合会は、弁護士と協働して運営ないし手続

実施にあたることを明言していた。土地家屋調査士会の設置・運営する境界センターに対するADR法6条の助言措置について、各地の弁護士会が好意的に対応したのは、土地家屋調査士会が、ADRは弁護士と協働して実施すると明言してきたことと無縁では無かろう。

先の意見書を受けて土地家屋調査士法(以下、単に「法」ともいう。)も平成17年に改正されたが、不動産登記法の改正と相まって、筆界特定手続の代理・相談の業務が土地家屋調査士(以下「調査士」ともする。)の新たな業務となった。そして認定調査士制度が創設され、認定調査士は、弁護士と共同受任する場合に限って指定紛争ADRでの代理業務が認められることとなった。調査士は、従来も弁護士から土地の測量を依頼される等して、一緒に仕事をする機会があったであろうが、筆界特定制度と境界ADRの代理業務により、業務遂行における弁護士との協働作業の増加が予測される。この観点から、標題に関して記述してみたい。

II 境界の専門家としての土地家屋調査士

(1) 依頼の応承義務

調査士の前身は、税務署の嘱託を受けて土地台帳・家屋台帳に記載する土地建物の調査をする調査員制度にあるといわれているが、昭和35年に台帳登録制度が「不動産の表示に関する登記」制度に改正されて以来、不動産の表示に関する登記のための調査・測量・登記の申請等が、調査士の主たる業務となった(拙稿「土地家屋調査士業務と法的責任」・月刊登記情報・591号60頁、592号66頁)。

不動産登記法36条や47条は、国民に対して土地建物の表示登記の申請義務を課しているが、国民がこの申請をするには表示登記業務を独占している調

査士に依頼せざるを得ないので、調査士は「正当な理由がある場合」でなければ、依頼を拒んではならない、とされている(法22条)。

依頼を拒んでならないとされる業務は、法3条1項1号の表示登記に必要な土地・建物の調査または測量、同項2号の表示登記の申請手続や審査請求手続の代理、同項3号の前記各種申請手続に必要な書類・電子記録の作成、そして同項5号の筆界特定手続に提出・提供する書類・電子記録の作成である。表示登記に関する調査・測量・申請業務は調査士の伝統的な業務であるといえるが、これらの業務は、各当事者の利益とは無関係で客観的な存在と観念される筆界の確認と登記への反映であるという業務の公共性が認識されていることが大きな意味を持っているうえ、法の第4章には双方代理を禁止する明文規定がないことから、これらの業務については、双方代理を理由とする拒絶は正当事由にならないとされる(拙稿・月刊登記情報・592号65頁)。

調査士は、法22条に違反して「正当な理由」がないにもかかわらず依頼を拒絶した場合には、100万円以下の罰金刑に処せられることがある(法70条1項)ことを、再確認しておくべきであろう。

(2) 業務を行ってはならない場合

上記の通り、今次の法改正により調査士の業務が一面においては拡大したが、他方において、業務を行ってはいけない場合つまり依頼を断るべき場合が生じてきたことが留意されなくてはならない。すなわち、新たな業務として認められた筆界特定業務やADR代理業務に関しては、筆界・境界を挟んだ当事者間において利害が対立する場面が生じることがある。このときは「利益相反行為の禁止」として、業務を行ってはならないこととなるのである。

表示登記の申請業務については、その前段階ともいべき調査・測量に双方代理が観念されなかったため、伝統的に依頼の応承義務を負ってきた。このような調査士としては、筆界特定業務やADR代理業務に関して依頼を断るべき場合が生じてきたことに、あるいは違和感を覚えるかも知れない。しかし、同じく調査士制度ないし調査士に対する国民の信頼を確保するためには、断固として依頼を断らなければならない場合が生じてきたのである。

ADR代理業務は認定調査士にのみ認められた新

しい業務であるが、筆界特定手続代理関係業務は、調査士の全員に与えられた新しい業務であるので、すべての調査士が「双方代理の禁止」を根拠とする、「業務を行ってはならない場合」を理解しておく必要がある、と思料する。

筆界特定手続について調査士が業務を行うことができない場合は、一方当事者の協議を受けて賛助し、または依頼を承諾した事件、協議の程度・方法が信頼関係に基づく事件、既に受任している事件の相手方からの依頼による他の事件、そして調査士法人の社員または使用人としてこれらの関係に類する事件である(法22条の2第2項各号)。しかし、相手方からの依頼に基づく他の事件は、受任事件の依頼者の同意があれば、当該事件の直接的な利害の対立がないといえるので、これらの事件を行うことができるとされている。認定調査士が境界ADRの代理業務について業務を行うことができない場合について、法22条の2第3項は、同条2項各号の事件を扱うことができないとするとともに、調査士法人の社員についても業務を行えない場合を定めている。

「利益相反行為の禁止」は、善管注意義務ないし忠実義務から基礎づけられるのが一般的であるが、紛争はいわば「綱引き」であって代理人は当事者の後から手助けするのと同様であり、一人が右側と左側の両方の手助けをすることはできないのであるから、事実行為として双方代理は不可能である、ともいえる(拙稿・月刊登記情報・592号66頁)。

(3) 虚偽測量の禁止

法23条は、「調査士は、その業務に関して虚偽の調査又は測量をしてはならない」と定める。筆界の専門家である調査士にとっては、当然至極の義務であるが、調査士は依頼者との契約上の義務としても正確な調査・測量をするべき義務を負うのである。調査士と協働して境界紛争に関する業務を行う弁護士もまた、調査士の調査・測量が正確であることを当然の前提とし、調査士を信頼して、弁護士業務を行うものである。

調査士がこの義務に違反して虚偽測量をすると、法71条により1年以下の懲役または100万円以下の罰金刑に処せられたり、懲戒処分の対象にもなることがある。虚偽調査による刑事処分を受けた者が、後に他の調査士会に入会することを希望したが入会

が認められなかった事例がある。虚偽調査は、法務局長から「業務禁止」の懲戒処分を受けて、3年間は欠格事由になる(法5条5号)ので調査士業務を行うことができなくなるとともに、3年経過後も他の調査士会への入会を拒否されることがあり得る、と知るべきであろう。

東京地裁昭和62年5月13日判決・東京高裁昭和63年1月28日判決は、土地家屋調査士の作成した地積測量図・実地調査書及び隣接土地所有者の承諾書等を添付して申請された更正登記をした場合に、登記官に過失がないとされた事例である。福岡高裁平成1年10月25日判決も、登記官が土地家屋調査士の申請を信用しても登記官に過失はなかったとされたケースであり、その後も同種の判例が出ている。これらはいわゆる救済判例であると考えるが、反射的な効果としてではあっても調査士の報告書に高い信頼が認められることの意義は大きい。

現実問題として、不動産表示登記実務では、登記官は、筆界の専門家として表示登記申請業務を独占している調査士を信用しなくては、業務が円滑に進まないであろう。平成17年の法改正により、不動産登記規則93条は、調査士が代理人として表示登記を申請する場合において、当該調査士が作成した不動産の調査に関する報告書を提出した場合は、一定の要件のもとに登記官は実地調査をする必要がないと認めることができた。先の判例法理と調査士のたゆまぬ努力を明文化したのであるから、虚偽調査等は、調査士としてはあってはならない、以ての外の所業である。調査士・調査士会は、この信頼を勝ち得ることに従前から腐心してきたところであろうが、同規則の施行後も「くれぐれも信頼を損なうことのないよう会員一人ひとりが注意し努力をしていただきたい」と呼び掛けられている(竹内八十二『東京土地家屋調査士会報とうきょう』570号2頁)。

Ⅲ 事務所の危機管理

(1) 調査士の法的責任

本稿は「事務所経営の必要知識」シリーズの一環であるが、調査士事務所の危機管理を考える際には、調査士がどのような法的責任を負っているかを考察しておく必要があるであろう。

法的責任は民事・刑事・行政の各側面から考えるのが一般的である。交通事故を起こした場合には、損害賠償という民事の問題、自動車運転過失致死傷罪という刑事の問題、かつ免許の停止・取消という行政上の問題が起きる。これと同様に、調査士も何らかの事件・事故を起こした場合は、損害賠償問題・刑事問題そして懲戒問題を考えなくてはならない。刑事責任や行政責任については、別稿に譲ることとして(拙稿・月刊登記情報・592号67頁、594号68頁以下)、民事責任について考えてみる。

民事上の法的責任は結局のところ損害賠償問題であり、損害賠償は、当事者間に契約関係がある場合は債務不履行責任であり、契約関係がない場合には不法行為責任である。調査・測量中に近くを通った通行人に損害を与えた場合とか、測量を依頼された隣地の所有者に損害を与えた場合は、不法行為責任である。「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」(民法709条)とされるのが根拠法条である。

「損害」は、現に支出を要した積極損害・得べかりし利益である消極損害・精神的苦痛への慰謝料の3つを考えることとなる。これらを個別に計算したうえで加算して、「社会全体として考えた場合の損害」を算定する。ところで損害の発生には、加害者のみならず被害者が関与していることもあるので、加害者と被害者が損害の発生に寄与したそれぞれの割合を考え、「損害の公平な分担」という観点から具体的な損害額を算定するのが、過失相殺である。

(2) 依頼者との法律関係

上記に対して、調査士と依頼者とは何らかの契約関係があるのが一般的であるので、「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。」(民法415条)という債務不履行責任を考えておく必要がある。債務不履行の種類は、不完全履行・履行不能・履行遅滞の3つであるが、日常的には履行遅滞と不完全履行を注意するべきであろう。

調査士の業務は、大別して、①不動産表示登記関連業務、②筆界特定手続関連業務、③民間紛争解決

手続代理関係業務である(法3条1項)が、調査士と依頼者との契約関係は「準委任」契約であるとする有力な見解がある(日本土地家屋調査士会連合会研究所編『土地家屋調査士の業務と制度』66頁[今西康人])。調査士の伝統的かつ代表的な業務である不動産表示登記の申請業務の「調査・測量・申請」を「一体として把握する」ならば、準委任説は十分に説得力のある見解である。従前は、「調査・測量と申請手続」は一連のものとして行なうべきであり、切り離すべきではないとされてきた(日本土地家屋調査士会連合会『土地家屋調査士新人研修テキスト・平成11年版』9頁)ようであるので、表示登記に関する一連の業務を「一体として」把握して、準委任関係であると理解したのは、歴史的には意味のあることであろう。

しかしながら、度重なる法改正で調査士の業務が細分化されて法定されたので、個別の検討も意味があると思われる。準委任と同様に他人の労力を利用する契約に「請負」がある。請負は、当事者の一方が「仕事を完成すること」を約し、相手方当事者が「仕事の結果」に報酬を支払うことを約する契約である(民法632条)。「仕事の完成」という概念が、請負と準委任との分かれ目である。調査士の本来の業務である表示登記の申請業務の法的性質につき、「仕事の完成」をメルクマールとして検討すると、「仕事の完成」概念に最も親和的なのが、法3条1項1号の「測量」である。測量は、単に測ればすむものではなく、図面の作成・交付が「仕事の成果物」として要求されるものであろう。法3条1項1号と2号を一連のものと考えて準委任と考える有力な見解も、調査・測量のみが「仕事」として委託される場合は請負と評価されることがありうる、とされているところである。

(3) 請負契約について

調査士には「請負」と解される業務があることをふまえると、請負人は、注文者の指図等が不適当であることを知りながら告げなかったときは、瑕疵担保責任を負うこととされる(民法636条但し書き)ことが、銘記されるべきである。これが調査士の職業的専門家としての義務を端的に示すものであり、調査士は依頼者の指示する地点だけを測量すれば責任を全うしたことにはならない。依頼者が所有権界または筆界と明らかに異なる地点に固執した場合も調査

士は、依頼者の言いなりになるのではなく、毅然として測量をするべきである。調査・測量を準委任と考えた場合も、「善管注意義務」からこの内容が導くことが可能であろうが、「請負」と認識した方が調査士の義務の内容が明確になると思料する。

準委任の場合も、いつ何時までに申請手続をするべきであるという「納期」が問題となるが、請負は「仕事の完成」概念と切り離すことができないので、「納期」を明確に認識することとなる。測量が不動産取引の前提とされる場合は、履行遅滞は関係者に多大の迷惑・損害を与えることがあり得る。依頼の応承義務があるとはいえ、納期を意識した契約をすることが必要であろう。

(4) 契約書について

法第4章は「土地家屋調査士の義務」として、事務所の設置義務(法20条)、帳簿の備え付けと保存義務(法21条)を定めている。法の施行規則27条は報酬に関する領収書の発行義務と保存義務を定め、規則28条は事件簿の調製と保存義務を定めた。これらは調査士全体に対する市民・国民の信頼の基礎となる事項を義務付けたものであって、業務遂行上の義務であるが、調査士を保護する機能・側面を持っていることが想起されるべきである。

規則21条や倫理規程21条は報酬基準の明示を義務付けているが、契約書の作成までは求めている。しかし、依頼者等の関係者のためにも調査士自身のためにも、受任時の契約書の作成が考慮されるべきである。弁護士の場合は、弁護士職務基本規程30条が一定の要件のもとに契約書の作成を義務付けているところである。

不幸にして依頼者等との関係が悪化した場合も、調査士が依頼を受けた業務の内容が契約書等に書面化されていて、それが保存されていれば、調査士が紛議調停制度(法54条)に引っ張り出されても、調査士の身を守ることができるであろう。一般的に、紛争解決のためには直接証拠や間接証拠を総合的に精査して過去の事実を推認することとなるが、身の潔白を証明してくれるのが証拠書類である。

升田純弁護士・中央大学法科大学院教授は、月刊登記情報591号の巻頭言で、法律関係業務はクレーム対策が不可欠であると力説されている。クレーム対策を万全にしたうえで、業務に精励されたい。

東日本大震災による被災者への支援活動と首都直下地震への対応

第5回 専門家と共に考える災害への備え 実践編

～東日本大震災復興支援シンポジウム～

東京土地家屋調査士会理事 小野 均

東日本大震災の被災地では、未だ具体的な復興計画が立っていない。各種職能専門家である我々の今できることは、日常生活から非日常生活を強いられている被災者の悩みや不安を、相談会などを通じて傾聴することである。

そして、生活の変化に対応した法的な手続きや、仕事・住宅の確保、事業資金・生活資金・子供の学費等、生活再建の相談を真摯に受け止め、被災者の目線に立って、我々の持てる知恵と職能経験を最大限活かした相談支援をすることが第一ステップである。

第二ステップは、生活再建に向かって立ち上がっている被災者に対して、支援を継続して行っていくことは勿論のこと、我々の職能を最大限発揮した生業をもって、一日でも早く被災地の復旧・復興を目指すことである、と、本シンポジウムに参加し改めて痛感した。

シンポジウムのプログラム

災害復興まちづくり支援機構(以下「支援機構」という。)と東京都が主催する標記シンポジウムは、国土交通省他21団体が後援、阪神・淡路まちづくり支援機構他3団体の協賛により、平成23年7月15日(金)、約500名の参加者が参集し、東京都庁第一本庁舎5階大会議場にて開催された。本シンポジウムは平成19年から今年で第5回目を迎え、昨年から開催準備を進めてきたところであったが、去る3月11日に「東日本大震災」が発生し、当初のテーマであった「専門家と共に考える災害の備え 共助力醸成編～少子・高齢社会における要援護者支援と共助力の醸成～」から、急遽「専門家と共に考える災害への備え 実践編」へと変更された。

そして今回の「実践編」は、被災地及び被災者への「復興支援活動報告」と今後想定される「首都直下地震等への対応」を主題とし、各職能専門家と研究者



熱心に聞き入るシンポジウム参加者

からの報告及び提言がなされた。

本シンポジウムは、3部構成とし、第1部は支援機構事務局長はじめ8名の専門家が支援活動報告等を発表し、第2部は支援機構事務局長 佐藤隆雄氏がコーディネーターとなり、8名のパネリストとのラウンドテーブル、そして第3部は「まとめ及び提言 災害復興まちづくりと専門家の役割」というテーマで明治大学特任教授 中林一樹氏の講演が行われた。

専門家の支援活動報告と首都直下地震への備え

第1部は、「専門家による東日本大震災復興支援活動報告」について、支援機構事務局はじめ8構成団体から、10分間という限られた時間内であったが簡潔に報告された。

また、第2部は、ラウンドテーブルにて、コーディネーターと第1部の発表者(パネリスト)で、次の内容について闊達な意見交換がなされた。

- ①支援・提言活動を通じて感じた問題点や今後の課題
- ②「首都直下地震」を考えた場合の必要な態勢や対応における課題

③会場からの質問に対する討論

④まとめ

第1部と2部は内容が重複するところもあることから、まとめて概要を報告する。

なお、発表者及びコーディネーターは次のとおり。

●第1部 報告者(第2部パネリスト)

中野 明安

災害復興まちづくり支援機構 事務局長(第二東京弁護士会)

小海 範亮

東京三弁護士会(第二東京弁護士会)

濱口 宏明

東京司法書士会(東日本大震災相談対策委員長
東京青年司法書士協議会会長)

秋田 一壽

東京都行政書士会(市民法務部)

井上 克巳

東京土地家屋調査士会(事業部長)

藤田 千晴

社団法人 中小企業診断協会(東京支部地域支援
部副部長)

岡部 則之

社団法人 日本建築家協会(元災害対策委員)

大元 守

公益社団法人 日本技術士会(防災支援委員)



ラウンドテーブルのコーディネーターとパネリスト

●第2部 コーディネーター

佐藤 隆雄

災害復興まちづくり支援機構 事務局次長
防災科学技術研究所客員研究員
安全・安心な社会創造研究所代表

関西学院大学復興制度研究所客員研究員

日本技術士会防災支援委員会委員



コーディネーター 佐藤隆雄氏

◇各団体の報告要旨

【災害復興まちづくり支援機構】

○主な支援活動

支援機構は、阪神・淡路まちづくり支援機構、宮城県災害復興支援士業連絡会と共同で「東日本大震災の復興支援 専門家共同アピール・仙台」(H23.5.2)を開催し、被災地復興に向けて全力で活動することを宣言した。また、被災自治体に対して行政事務支援の申し出、さらに在京避難者に対する総合相談事業として支援機構の士業関係者が東京ビックサイト(東京都江東区)(H23.3.28～4.24)、赤坂プリンスホテル(東京都千代田区)(H23.4.28～6.30)にて実施。

○今後の取組み予定

- ①士業・学識経験者連携組織であることを活かした立法・政策宣言
- ②被災自治体に支援デスクの設置
- ③都内避難者に対する復興まちづくり支援活動
- ④事業と暮らしのよろず相談会

【東京三弁護士会】

○主な支援活動

「東京三弁護士会 東日本大震災復旧・復興本部」を設置し、下部組織として避難地別PT、電話相談PT、原子力災害Q & AのPT等、目的別に10個のPTを組織。電話相談は、平成23年3月23日から開始。都内避難所に



支援機構事務局長 中野明安氏



東京三弁護士会 小海範亮氏

おける面接相談は、味の素スタジアム(東京都調布市)、東京武道館(東京都足立区)、東京ビックサイト(東京都江東区)、赤坂プリンスホテル(東京都千代田区)、その他小規模避難所、都営住宅等。その他に弁護士会法律相談センターにおける面接相談やホットラインサービスを実施している。また、被災地避難所における面接相談は、ビックパレットふくしま(福島県郡山市)、福島県いわき市内の各避難所、福島県・相馬管内の各避難所、相馬市役所、宮城県下避難所、岩手県地域の各避難所で実施している。

○今後の取組み予定

二重ローン問題、被災者生活再建支援法改正に向けた取組み。

【東京司法書士会】

○主な支援活動

東日本大震災復興支援本部に相談対策委員会を設置し、フリーダイヤルによる被災者無料相談(日司連、法テラスと共催)や災害復興まち



東京司法書士会 濱口宏明氏

づくり支援機構の相談活動として、東京ビックサイト(東京都江東区)、赤坂プリンスホテル(東京都千代田区)にて実施し、被災地での相談活動として、宮城県内一斉相談会、さらに東京青年司法書士協議会では、さいたまスーパーアリーナ、茨城県南部(神栖市、鹿嶋市、潮来市、取手市)、気仙沼市において避難所巡回相談を実施した。また、全国青年司法書士協議会では、震災相談フリーダイヤルの設置、陸前高田市で被災地相談会を開催した。

○首都直下地震への備え

専門家連携の実践と全国から支援を受け入れる態勢(受援態勢)の構築。

【東京行政書士会】

大規模災害対策本部会議を開催し、行政書士が支援する次の5項目について提言した。また、その他に「がれき処理に係る手続き等について」



東京都行政書士会 秋田一壽氏

を提案。

- ①被災行政書士会への運営支援
- ②被災会員及び被災住民に対する義援金の募集
- ③繁忙を極める被災自治体に対し行政事務の補助等の行政協力
- ④被災住民・事業者が被災されたために行政手続きで不利益を被らないための政策
- ⑤住民・事業者に対する復興支援措置に係る申請者及び行政への支援

【東京土地家屋調査士会】

○主な支援活動

災害復興まちづくり支援機構の相談活動を東京ビックサイト(東京都江東区)、赤坂プリンスホテル(東京都千代田区)に



東京土地家屋調査士会 井上克巳氏

において実施した。そ

の他、被災同業者への器材等支援を実施している。

○首都直下地震への備え

- ①平成21年度から内閣府と東京都の協力を得て「災害被災認定基準」に基づく「家屋等被害状況調査に関する講習会」を実施しており、「罹災証明書」を迅速に発行するために家屋等被害状況調査の人的支援を行う。
- ②「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」(平成23年3月25日付 被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣から関係県知事への通知)により、「敷地内にある建物については、一定の原形をとどめている場合には、所有者等の意向を確認するのが基本であるが、所有者等に連絡が取れない場合や、倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士等の専門家に判断を求め、建物の価値がないと認められたものについては、解体・撤去して差し支えない。」(指針の一部を抜粋)とあり、土地家屋調査士は家屋滅失判断に人的支援を行う。
- ③住宅密集地の解消と緊急車両が通行できる4m以上の道路拡幅の促進。
- ④道路等公共物・施設等の復旧のための境界復元や民々界の塀などの構築物を復旧するための境界復元を迅速に行えるよう14条地図作成の推進を図る。

【社団法人中小企業診断協会】

○主な支援活動

「各省庁の東日本大震災に関する緊急措置特集」、「店舗経営 震災対応ハンドブック」を作成・配布。また、災害復興まちづくり支援機構



中小企業診断協会 藤田千晴氏

の相談活動として、東京ビックサイト(東京都江東区)、赤坂プリンスホテル(東京都千代田区)にて実施した。その他、商店街と連携した被災地支援として被災地の農産物直売会や試食会を開催している。

○首都直下地震への備え

東京都主催の「都市復興模擬訓練」に参加、また、事業継続計画(BCP)の策定に関するセミナーに講師・アドバイザー派遣を実施している。

【日本建築家協会】

○主な支援活動

初期災害復旧支援活動(調査・相談)として、宮城、福島、長野、千葉で応急危険度判定要請に応じ派遣、宮城県の各市町で被災住宅相談等、延べ900名(平成23年6月末現在)派遣している。



日本建築家協会 岡部則之氏

○首都直下地震への備え

生活継続計画(LCP)策定の普及、それと膨大な件数になることが想定される応急危険度判定業務に対応するために人員の招集・配置などを検討。

【日本技術士会】

○主な支援活動

災害復興まちづくり支援機構の相談活動として、東京ビックサイト(東京都江東区)、赤坂プリンスホテル(東京都千代田区)にて実施した。その他、被災自治体への被災調査、復興計画等、技術的支援活動を実施。また、中長期的には、緩ん



日本技術士会 大元 守氏

だ地盤等の二次災害防止の技術提案及び復旧・復興まちづくりでの自治体支援等を実施予定。

○首都直下地震に備え

- ・地域コミュニティと地域防災リーダーの育成をすること。
- ・帰宅困難者情報の収集とその活用を検討
- ・遠隔地避難者情報確保への仕組みづくり
- ・他地域の支援都市との防災協定による事前準備
- ・災害廃棄物処理システムの構築
- ・宅地地盤・建物被害問題と災害への備えをすること。

◇第2部ラウンドテーブルの焦点

コーディネーター佐藤事務局次長の軽妙なリードのもと、8人のパネリストから第1部の「専門家の支援活動報告」を受けて、支援・提言活動を通じて感じた問題や課題の抽出、今後発生すると想定される「首都直下地震」を考えた場合の必要な態勢や対応課題に対する提案がなされた。

紙面の制限もあり、次に主な意見のみを整理する。

○被災地支援について

(小海)被災地会員との連携が大事。

(岡部)支援する側の問題として、支援する建築士が足りない。また、宿泊施設の確保、遠方被災地までの交通費負担等、ボランティア活動資金の確保が必要。

(大元)広域支援の事前準備(受援計画)として県単位でのカップリングを国主導でやってほしい。避難住民情報システムの構築(避難者の行先追跡により、特に被害者への義援金や補償手続きの混乱を回避)

○相談会での被災者の声と対応について

- ・転々とした避難生活の苦悩(次の避難先の心配、親戚宅での肩身の狭さ等)
- ・原発被災者が抱える、二重生活(夫は地元に残り、妻子は東京等で避難生活)への不安
- ・長い避難生活で精神的に病んできているお年寄りの身の上話と世間話
- ・東京電力への損害賠償の手法方法、生活資金や子供の学費に関すること、公共料金や国民年金の支払い、家のローンについて、国民健康保険の免除の可否等

- ・被災者は誰かに話を聞いてほしいと思っているが、被災者同士ではそれぞれ被災状況が異なるため、利害関係のない第三者が話を傾聴することが大事。
- ・支援する側(自治体職員や専門家)も疲労、ストレスがたまってきている。
- ・相談員の立場として注意しなければならないことは、自分の主義主張をせず、相談者の悩みや不安を傾聴することである。

○「首都直下地震」に備えておくこと

(井上)瓦礫撤去後の土地境界点復元は復旧・復興のための第一歩になることから、14条地図作成事業を促進することを強調し、罹災証明書の発行については自治体との支援協定締結を目指す。

(小海)自治体や各士業も受援計画の準備として、県単位で被災県に支援する協定締結が必要。

(濱口)メーリングリスト等ネットワークの構築。

(藤田)東京都主催の「復興まちづくり模擬訓練」(これまでに16区市40地区で実践、現在豊島区で実践中)に参加。

(岡部)瓦礫処理の法的整備の早急な見直しが必要。

(中野)支援機構と自治体との協定を締結しても行政側が繁忙で士業側に対応できない状況があるが、各士業の専門性の連携が大事(特に法律と技術的裏付け)。

(秋田)士業の連携を各自治体単位で平常時から準備すること。

第3部 まとめ及び提言

講演テーマ「災害復興まちづくりと専門家の役割」

講師 災害復興まちづくり支援機構代表委員
中林一樹



講師 中林一樹氏

《プロフィール》

災害復興まちづくり支援機構 代表委員
明治大学大学院政治経済学研究科 特任教授
首都大学東京 客員教授(名誉教授)

講演のテーマは、①東日本大震災と阪神・淡路大震災の比較 ②今、復興に必要なこと ③首都直下地震への対応、である。講演の要旨は次のとおりである。

○東日本大震災と阪神・淡路大震災の比較

阪神・淡路大震災と大きく異なることは、原発の放射能汚染による遠隔地への避難、津波による行方不明者が多い、電力不足による間接被災、被災地の自治体(50市町村)と集落(約1000)が多い、そして被害範囲が約500 kmに分散していること等である。

○今、復興に必要なことは

- ・被災者の前方に「明かり」を灯し、向かうべき前途(みち)と気持ちを高めること。
- ・国民全員で取り組む復興方針を内外に示すこと。
- ・地域での生活再建復興の基礎として、家族の絆・地域の絆・仕事の絆・行政との絆等、様々な「繋がり」を保持できるよう努力をすること。
- ・遠隔地に避難した被災者や仮設住居の被災者、また、住居の被災を免れた被災者も、皆が同じ情報を共有できるようにすること。

○首都直下地震への対応

「減災」(直接・間接被害の軽減)を目指し、事前に復興のための防災まちづくりを次のように進めること。

- ・今後30年以内に震度6弱以上の地震が起きる確率が高いと予想される「首都直下地震」、「東海・東南海・南海地震」、(これらの広域巨大複合地震という可能性もある)を見越して、国土復興グランドデザイン(東日本大震災の災害復興と首都圏・西日本の事前復興)の道程への取り組みを急ぐ。
- ・復興対策の事前準備として、どのような復興を目指すのか(復興デザイン・ビジョン論)、どのように復興計画を策定し進めるのか(復興計画・事業ガイドライン、復興マニュアル)等を検討する。
- ・防災まちづくりの実践(地域協働、行政も地域も「訓練」とまちづくりの復興への準備。

シンポジウム実行委員会の宣言

◇宣言の要旨

シンポジウムの最後に、大元守実行委員長が「宣言書」を読み上げ、第5回シンポジウムは閉会した。なお、宣言の要旨は次のとおり。

- (1) 被災地復興への継続的支援を推進する。
- (2) 首都圏・西日本に危惧される直下地震への準備課題の取り組みとして、私たち専門士業はそれぞれ支援体制の改善をし、支援機構の総合力をさらに発揮できるよう体制構築やネットワークの強化をする。
- (3) 被害の課題を改めて見直し、災害前に事前復興として取り組み、総合的な支援・受援体制の整備を図る。

交流レセプション

シンポジウムの余韻をそのままに、工学院大学食堂にて交流レセプションが開催され、大勢の専門家が参加した。災害復興まちづくり支援機構代表委員蒲野宏之氏(東京弁護士会)の挨拶に始まり、共催の東京都総務局総合防災部 神谷情報統括担当課長の挨拶、そして成功裏に終了したシンポジウムの運営に携わった各士業担当者がそれぞれ「これからの思い」を話された。また、東京以外から参加された各士業の同志を交え、和気藹々かつ熱く歓談する姿を見て、

各士業それぞれの専門職能を尊重したネットワーク体制とその協調性は素晴らしいと改めて感じた。

シンポジウムに参加して思うこと

○支援機構の活動について

今回の震災における自衛隊の活躍は、改めて国民に認知され各方面から感謝された。しかし、支援機構は、まだ自治体の関係部署・被災者・関連士業の一部にしか認知されていないのが現状である。支援機構を全国組織とし、各自治体そして国民にもっとアピールして我々士業の活躍の場がもっとできればと思う。

○首都直下地震への対応について

被害想定は、条件設定によって大幅に異なるが、想定外と言わず如何に減災の準備をしておくことが最重要事項だと教えられた。「想定外を乗り越えるには、地域・コミュニティ・国土・社会の復元力と減災のための想像力と創造力を持つこと」という中林先生の言葉に深く頷く。

その一環として、事業継続計画(BCP)と生活継続計画(LCP)の策定、そしてその演習、これを各事業所と各家庭にもっともっと普及させなければならぬと痛感する。勿論、支援機構と各自治体が予め支援協定を締結し、協力体制を構築しておくことは大前提であろう。

◆災害復興まちづくり支援機構とは

大規模災害における緊急・応急対策や復興対策を迅速かつ円滑に進めるには、各種専門家職能団体が密接な連携を取り、研究者、行政等とのネットワークを構築して災害対策の調査・研究・研修・啓蒙等の諸活動を平常時より積極的に展開するべきという趣旨から、平成16年11月に設立された。

平成19年1月には、東京都と大地震等による被災後の復興まちづくり支援を目的に「復興まちづくりの支援に関する協定」を締結(現時点では構成団体18団体すべて締結)

(正会員)①東京弁護士会②第一東京弁護士会③第二東京弁護士会④東京司法書士会⑤東京税理士会⑥東京都行政書士会⑦東京土地家屋調査士会⑧東京都社会保険労務士会⑨社団法人中小企業診断協会東京支部⑩社団法人東京都不動産鑑定士協会⑪社団法人東京都建築士事務所協会⑫社団法人日本建築家協会⑬公益社団法人日本技術士会⑭社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会⑮社団法人全日本土地区画整理士会⑯社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会⑰日本公認会計士協会東京会⑱日本弁理士会関東支部

(詳細は、支援機構ホームページ「<http://www.j-drso.jp/>」をご覧ください。)

東京大学空間情報科学研究センター寄附研究部門 「空間情報社会研究イニシアティブ」 CSIS-i 最終成果報告会～「我々は何ができて何ができなかったのか」

日時 平成23年6月17日(金) 10:00～17:00

場所 東京大学駒場第Ⅱキャンパス(生産技術研究所内) An棟2階コンベンションホール

前連合会研究所研究員 剣持智美



開会の挨拶

東京大学空間情報科学研究センター(CSIS)では、平成20年4月に寄附研究部門「空間情報社会研究イニシアティブ」を設立し、空間情報の視点から社会のイノベーションを推進することを目指して活動を進めてきましたが、今年3月に3年間にわたる活動が終了し、この日、最終成果報告会が開催されました。東京大学空間情報科学研究センター長である浅見泰司教授による開会の挨拶の後、来賓(協力企業)の方々が紹介され、11のテーマに基づく講演とパネルディスカッションが行われました。

講演① 「寄附研究部門の活動成果概要について」

東京大学空間情報科学研究センター・特任准教授
関本義秀

この寄附研究部門では、政策提言や政策効果のモニタリングのための基盤を作る、国土の空間情報基盤を作り支援する、地理空間情報を産業として立ち上げる、アウトリーチ活動を行うという4つの目標を掲げ、民間関係者の協力のもと、定例会(月2回程度)、企業向けの定期報告会(全11回)、公開シンポジウム(全12回)などを開催するとともに、9つのタスクフォース(TF)等を立ち上げ、それぞれ月1～2回程度の議論を重ね官庁向けに政策提言をしてきました。これにより、様々な分野からのニーズの掘り起こし、共通基盤としての効率的なソリューションの提供などを行いつつ、軸となる活動等を見出すことができ、また、産学一体となり活動を行う



講演①寄附研究部門の活動成果概要

中で新しい知見を得ることも多く、高い教育効果が得られました。今後、空間情報がより持続安定的な社会インフラとして普及することを狙い、新たに「次世代社会基盤情報」寄附研究部門(H23.6～H28.5)を開始しました。

講演② 地理空間情報プラットフォームTFの報告 「地理空間情報流通市場の創出～官民の合意形成と流通実験コンソーシアム」

株式会社建設技術研究所 山口章平

地理空間情報プラットフォームの構築に関する研究(国土交通省との共同研究)の結果、民間事業者においては、埋設物情報・ボーリング情報・基準点・空中写真画像などの地理空間情報や、更新頻度・詳細な情報・継続的な更新有無・データの作成時点などの流通情報のニーズが高いこと、また、①地方自治体が保有する地理空間情報、②多種多様なニーズに対するデータ、③2次利用や加工が可能なデータ形式、④流通の容易さ、⑤データ利用条件の見える化が課題であることが明らかとなりました。さらに、地理空間情報を網羅的かつ迅速に収集し低コストで提供するための枠組み構築のために設立された地理空間情報流通実験コンソーシアムでの活動の結果、流通市場の創出により、より幅広い地理空間情報の流通・利用環境の出現、より具体的なビジネスモデルの展開といったインパクトがもたらされること、また、多様かつ持続的な枠組みの構築に向けて、①提供行為の位置づけの明確化、②利用者側から見た

権利関係の明確化、③インターネット公開済みデータのリンクの更新、④データ登録作業に関する有償範囲の明確化などが必要であることが明らかとなりました。

講演③ 道路更新情報流通推進TFの報告 「道路管理者の提供する多様な更新情報収集・配信への挑戦」

株式会社三菱総合研究所 中條 覚

道路管理者・利用主体が共通して生成・利用可能な道路更新情報を流通させる必要があるとの認識から、公示情報・工事情報・入札情報・図面情報・その他の情報から得られる道路更新情報を行政・カーナビ／ITS・占有物・不動産・建設等に関する情報更新に利用するための仕組みづくりに向けて活動してきました。具体的には、道路更新情報の定義の確認、道路更新に資する情報の整理、収集・提供する技術の開発(基盤システム、工事発注見通し情報の提供、路線ジオコーディング、工事入札公告による道路更新の推定等)、道路管理者との連携可能性に関する検討(実験的な情報の収集、情報公開制度の活用可能性)を行い、道路更新情報流通へ向けた提言を行いました。管理者(国・地方公共団体等)に対しては、①電子的な情報流通の推進、②必要な情報を備えた形式での情報流通の推進、③標準フォーマットに則った形式での情報流通の推進を要望し、産学官連携による実現方策に対しては、①情報流通基盤の構築・運用、②継続的な道路更新情報流通に関する実証実験の実施、③市民や関連主体への周知・広報活動の実施を提案しました。

講演④ 次世代農林ビジネスTFの報告 「森林情報の流通・活用による林業再生支援」

パシフィックコンサルタンツ株式会社 町田 聡

国土の7割を占める森林には多面的機能があること、民有林の管理については都道府県が地域森林計画を作成していること(全都道府県が森林GISを導入済み)、依然として外材の供給比率が高く、国は平成21年に「森林・林業再生プラン」を発表したことなどを踏まえ、地理空間情報の流通による新たな農林ビジネスの方向性を検討するために、林野庁・地方自治体・林業関係者などを交えた勉強会を立ち

上げました。勉強会でのディスカッション、都道府県の森林情報の流通に関するアンケート、地理空間情報流通実験などを通じて、地域森林計画の基礎となっている森林計画図や森林簿は全国の山地を網羅する情報であり、個人情報への配慮や森林情報の精度といった課題があるものの、行政が保有する森林情報が流通することで他の地理空間情報との重ね合わせが実現し、森林資源管理・防災計画・生態系管理・森林ビジネスなどでの活用が期待できることが明らかとなりました。

講演⑤ 基礎情報調査TFの報告 「全国約1800の自治体ウェブサイトでの地図利用実態」

朝日航洋株式会社 佐藤 勲

全国の都道府県市区町村(1,843団体)のWeb上で公開している地図について調査したところ、サイト数は8,535、主題数は14,173であり、分野としては「産業・交通・まちづくり(22%)」や「安全・防災・防犯(22%)」、提供形態としてはPDF(28%)やWeb-GIS(16%)、背景地図としてはイラスト地図(35.2%)が多いことが明らかとなりました。都道府県レベルでの地図情報提供数は京都・神奈川・岐阜において比較的多く、京都や岐阜では統合型GISの導入が反映されていると考えられます。市区町村レベルにおいては、人口が多いほど地図情報提供数も多い傾向が見られます。Web-GISではGoogle Mapによるサービス提供が半数を占めています。自治体における地図情報ページの整備方法や名称が多様なため、自動的にデータを収集する手法の確立には至りませんでした。今後は、データの更新(経年変化と精度向上)、継続的に行う手法、分析の方法、政策提案(GIS導入促進、住民サービス向上)が課題となるでしょう。

講演⑥ 地域ビジネスモデルTFの報告 「地域共同整備による持続可能な運営モデルの確立」

株式会社三菱総合研究所 中村 秀至

地域において地理空間情報の整備・更新・利活用を持続的に行う上で重要な「共同化」を推進するために、統合型GIS共同化研究会を開催し、自治体における取り組みの事例研究、共同化効果の試算、共

同化に係る全国自治体アンケート、「共同化ガイドライン」の作成を行いました。また、ガイドライン(都道府県と市町村が空中写真および地形図データを共同で整備することを想定した上での事業の進め方)をパンフレット化しました。熊本県研究会では、航空写真の共同撮影に関し、仕様のあり方の検討、コスト削減効果シミュレーション、実施に向けての課題の整理を行い、山梨県研究会では、GISの現状やニーズの整理、共同化の可能性に関する調査、共同化推進に向けた検討を行いました。また、海外における共同化事例として、米国におけるオルソ画像共同整備の事例を調査し、わが国の共同化との比較をしました。

講演⑦ 海外利活用情報TFの報告

「海外における空間情報の活用ポテンシャル調査」

朝日航洋株式会社 杉森純子

開発途上国を中心に空間情報の海外市場ポテンシャル調査を行ったところ、地形図等の詳細な位置情報の取得を制限されている国もある、携帯電話の普及率は高い、カーナビの普及率にはばらつきがあることが明らかとなりました。次に、日本に滞在する途上国からの留学生10名を対象として、自家用車の所有状況とカーナビ普及率、携帯電話の機能とGPSの利用状況、ICTの利用優先順位についてグループインタビューを行いました。また、WRI/IFC 著の『次なる40億人』を用いてBOP(年間所得3000ドル未満で暮らす40億人の人々)の市場分析を行ったところ、①食品市場の規模は、アジアでは農村部が都市部の2.5倍、東欧・南米では都市部が農村部の2.4倍であること、②エネルギー市場については、グリッドから独立したエネルギー供給(タイの薪、マラウイの灯油など)が重要であること、③運輸市場については、公共交通機関の充実のほか、BOPから脱するためには1台目のバイクの購入が重要であること、④水道市場については、地表水・井戸水・天水を利用しているため、水を手に入れるためにお金を払うという価値観がないこと、⑤金融市場については、マイクロクレジットや携帯電話バンキングを利用した口座開設が期待できることが明らかとなりました。

講演⑧ 研究開発検討会の報告

「地理空間情報産学官連携協議会の支援活動」

東京大学空間情報科学研究センター・特任教授

山田晴利

地理空間情報活用推進基本法(2007年5月公布)に基づき2008年4月に策定された地理空間情報活用推進基本計画において地理空間情報産学官連携協議会の設置が謳われたことに伴い、地理空間情報産学官連携協議会、および、その下に3つワーキンググループ(共通基盤WG、防災WG、G空間EXPO WG)を設置し、それぞれ数回の会議を開催しました。共通基盤WGでは、研究開発動向やニーズを把握するために、研究開発すべき技術、今後重要と思われるアプリ、地理空間情報をより高度に利活用するために解決すべき課題についてアンケート調査等を実施し、基盤技術の候補として、①測位機能、②マッピング・センシング機能、③通信機能、④時空間情報の検索・処理・分析技術、⑤状況理解とサービスの生成機能、⑥セキュリティ・認証・個人情報やプライバシー保護機能、⑦実世界現象のシミュレーションとの連携・統合機能、⑧位置や対象の表現・識別機能、⑨社会適応化技術を抽出し、「研究開発戦略の考え方」をまとめました。防災WGでは、災害リスク情報等の規格化ガイド文書、災害リスク情報等のデータ製品仕様書、災害リスク情報等メタデータ仕様書、メタデータエディタ、用語辞書の整備環境(いずれも素案)をとりまとめました。

講演⑨ 観光・地域情報発信TFの報告

「観光・地域情報発信支援の活動～加賀市との研究会を通じて」

日本工営株式会社 生形嘉良

旅行前の情報収集方法にインターネットを利用する人が増加し(中学生～50代で8～9割、65歳～69歳で約半数)、観光スタイルも変化している近年、地域活性化のためにも観光地の情報発信の必要性が高まってきています。観光地には、滞在型観光の促進と旅行者のニーズの多様化への対応に向けて、市場(観光客)と観光地側を直接結びつける観光地域づくりプラットフォームの構築が望まれます。石川県加賀市(加賀温泉郷)において実施したフィールド調査から、今後は、観光客をよく知るための情報収集、

観光情報が取り持つ地域連携、来訪者への情報提供に取り組む必要があることが明らかとなりました。

講演⑩ 人の流れプロジェクトの報告

『人の流れプロジェクト』により切り開く次世代研究開発」

東京大学空間情報科学研究センター・特任助教
薄井智貴

パーソントリップ調査(どのような人が、どのような目的で、どこからどこへ移動したかというアンケート調査)により得られたデータをもとに、データフォーマット確認、ジオコーディング、データ処理、最短経路探索、時空間内挿、動線解析プラットフォームによるデータ取得というプロセスを経て、人の流れデータを提供しています。人の流れデータは、国内の14都市圏において、世界でも途上国の15都市圏において整備済みであり、その一部ではデータの可視化も行われています。国内の人の流れデータを国勢調査と比較すると、3次メッシュ(約1km四方)レベルではほとんど一致しており、道路交通センサスと比較しても、条件によっては一定程度の相関が見られます。人の流れデータの活用研究は国内外で行われており、最近では、個人の活動履歴情報を人の流れに活かす「情報銀行」や、携帯の履歴による人の流れの推定なども注目されています。

講演⑪ 「空間データ基盤から自治体GISの深化へ」

東京大学空間情報科学研究センター・特任教授 今井修

自治体におけるGISの利用は、警察・消防緊急指令、施設管理、固定資産税管理(いずれも内部型システム)、および、都市計画用途確認、一般地図検索(いずれも公開型システム)において定着している一方、Google Mapと統合型GISの差が分からないといった質問も見受けられます。統合型GISについては、1970～80年代の都市情報のデータベース化と紙地図作成・印刷の省力化、1985年の都市政策情報システムにはじまる個別型GISの確立、1995年の関係省庁連絡会議による国土空間データ基盤、1997年のGIS学会による自治体GIS活用読

本という流れを経て、2001年に全体指針が打ち出されました。その定義は「庁内LAN等のネットワーク環境のもとで庁内で共用できる空間データを「共用空間データ」として一元的に整備・管理し、各部署において活用する庁内横断的システム」というもので、データの重複排除、業務連携・地域連携(業務情報の共有)、数値・文字情報の活用(アドレスマッチング)といったプラットフォーム効果が狙いです。統合型GIS指針以降、地理空間情報活用推進基本法、インターネットの利活用、電子自治体推進政策といった変化もありますが、自治体GISの深化に向けて、今後は、ICT技術の進化への対応(スマートフォン、センサーWeb)、政策課題への対応(プラットフォームの活用、オープンガバメント)が必要となるでしょう。

パネルディスカッション「空間情報社会の構築に向けて我々は何ができて、何ができなかったのか」では、東京大学空間情報科学研究センターの柴崎亮介教授がコーディネーターを務め、朝日航洋株式会社の塩澤氏、アジア航測株式会社の小川氏、国際航業株式会社の上野氏、株式会社建設技術研究所の磯部氏、株式会社パスコの坂下氏、日本工営株式会社の小松氏、パシフィックコンサルタンツ株式会社の町田氏の7名がパネラーとして寄附研究部門に対する総括や今後の要望について述べました。



パネルディスカッション

会長レポート

R E P O R T

8月16日
～9月15日

8月18日

世耕弘成議員「世耕弘成『政経セミナー』」

自由民主党土地家屋調査士議員連盟事務局長として日頃からお世話になっている世耕代議士の国政報告会に出席。現在の政治状況の報告を拝聴。

19日

連合会において会務処理

24日

日本測量協会の来館対応

毎年実施されている日本測量協会主催の測量研修に新しいカリキュラムとして、測量・地図の中級講座及び地理空間情報を取り入れることの案内があった。

民事第二課・日調連定例事務打合せ会

東日本大震災復興支援に関する対応と、全国一斉表示登記無料相談会への協力について意見交換をした。

24日～25日

第4回常任理事会

(審議事項)

- 1 平成24年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則及び土地家屋調査士会会則モデルの一部改正(案)について
- 3 第7回土地家屋調査士特別研修の実施計画について
- 4 平成23年度研究所研究テーマ(案)について
(協議事項)
- 1 土地家屋調査士法施行規則第26条第2項の改正について
- 2 共済会特別会計における団体定期保険長寿祝金の段階的な減額(案)について
- 3 講師団名簿の改定について
- 4 土地家屋調査士会における研修に関するアンケートについて
- 5 ウェブシステムを活用した研修の実施について

- 6 第7回土地家屋調査士特別研修の基礎研修について
- 7 第8回国際地籍シンポジウムの準備について
- 8 連合会音羽会館の取扱いについて
- 9 「平成23年7月新潟・福島豪雨」による被災会員への対応について
等の協議を行った。

25日～26日

第1回全国ブロック協議会会長会同

役員改選後の第1回開催。8ブロック協議会中7ブロック協議会の協議会長が交代となり、喫緊の課題を中心に意見交換をした。

9月1日

国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課との意見交換

2日

塩崎恭久議員「第31回『塩崎恭久と明日を語る会 in 東京』」

自由民主党土地家屋調査士議員連盟幹事長の塩崎恭久議員の「第31回塩崎恭久と明日を語る会 in 東京」に出席。3月11日の東日本大震災から半年間に失った経済損失、国際的な信頼の損失等についての報告を拝聴。

5日

全調政連 第3回幹部会

全調政連第3回幹部会に出席。連合会長としての今後の政連との連携についての方針を述べる。方針として、政治折衝については全公連を含め協同歩調による活動を行う等、綿密な協議を継続的に行うことの確認をした。

8日～9日

第3回理事会

(審議事項)

- 1 平成24年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について

- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則及び土地家屋調査士会会則モデルの一部改正(案)について
 - 3 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則及び日本土地家屋調査士会連合会研究所規則の一部改正(案)について
 - 4 第7回土地家屋調査士特別研修の実施計画について(協議事項)
 - 1 平成23年度第1回全国会長会議の運営について
 - 2 共済会特別会計における団体定期保険長寿祝金の段階的な減額(案)について
 - 3 講師団名簿の改定について
 - 4 第8回国際地籍シンポジウムの準備について
 - 5 連合会音羽会館の取扱いについて
- 等の協議を行った。

10日

「徳堂勲氏黄綬褒章受章お祝いの集い」

連合会長として、お祝いに駆けつけ祝辞を述べる。地元の多くの議員の先生方も出席され、時間の許す限り盛大に授章のお祝いの集いが執り行なわれた。受章おめでとうございます。

13日

前田武志国土交通大臣 表敬訪問

日調連、全調政連、全公連により就任のお祝いのご挨拶に伺った。

14日

野田毅議員「『東京野田会』セミナー」

野田毅議員「東京野田会」セミナーが第一ホテル東京で開催。演題である「東日本大震災と政治のあり方」について、講師として読売新聞特別編集委員の橋本五郎氏が講演をされた。熱のある生い立ちを含めた、テレビでは見られない講演であった。

15日

野田聖子議員「野田聖子さんのさらなる飛躍を期待する会」

野田聖子議員「野田聖子さんのさらなる飛躍を期待する会」が帝国ホテルで開催された。来賓として、麻生元総理、大島副総裁、石破政務調査会長による励ましのことが述べられた。野田議員の挨拶の中で、出産を経験され、女性として子育ての苦勞、家族愛についてご自身の心境が語られ、あらためて親近感を抱いた。



国土交通大臣 表敬訪問



民主党 土地家屋調査士制度推進議員連盟の会長である参議院議員の前田武志先生が、9月2日に発足した野田内閣の閣僚として、国土交通大臣にご就任されましたことを受けて、同月13日に表敬訪問しました。

日調連からは、竹内会長、関根・志野・林各副会長、竹谷専務理事が、全調政連からは、横山会長、市川副会長、小沢幹事長が、全公連からは、柳平会長、塩川副会長が出席されました。

また、同議員連盟幹事長の辻恵衆議院議員と事務局長の小宮山泰子衆議院議員が、大変お忙しい中スケジュールを調整されて一緒に懇談の場に加わってくださ

いました。

竹内会長は、大臣ご就任の祝辞を述べられるとともに、東日本大震災による被災地の復旧・復興に対する協力体制の一層の強化を表されました。

前田国土交通大臣は、奈良県十津川村のご出身ということもあって、台風の被害にあわれた方々に対して、一刻も早く元の生活に戻るよう力を尽くしていくことと、震災復興に向けて全力で取り組んでいく決意を力強く述べられました。

連合会事務局



土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成23年8月1日付
東京 7675 緒方 将基 神奈川 2911 高橋孝太郎
神奈川 2912 秋山 博昌 静岡 1719 大西 伸治
長野 2562 上島 博明 京都 839 根川 薫
福岡 2191 池内 伸幸 鹿児島 1040 今村 浩和
札幌 1158 谷 和久 愛媛 830 竹内 和生
愛媛 831 福田 俊詞
平成23年8月10日付
東京 7676 地主 広利 神奈川 2913 菅野 光
茨城 1413 稲葉 功 大阪 3135 松久保貴弘
三重 869 小林 弘仁 鳥取 464 下田 剛
平成23年8月22日付
東京 7677 築添 徹也 東京 7678 鈴木 伸治
東京 7679 古川 敏治 奈良 420 渡部 良
三重 870 前橋 克典 広島 1831 仲西 功
宮城 992 小原 俊則

登録取消し者は次のとおりです。

平成23年5月18日付 大阪 1967 山地 祥隆
平成23年6月27日付 千葉 1186 伊藤 功
平成23年7月13日付 群馬 165 山田 稔
平成23年7月24日付 佐賀 461 諸岡 利昭
平成23年7月27日付 釧路 77 佐野 敏男
平成23年8月1日付
神奈川 2375 草柳 隆 茨城 992 谷藤 好文
兵庫 1267 大西 芳和 広島 1660 重政 伸一
鳥取 210 足立 覚 鳥取 390 竹信 忠臣
鳥取 427 景山 篤
平成23年8月10日付
神奈川 1435 澤田 良三 群馬 527 糸田 鍛治
大阪 1531 布藤紀代一 大阪 1585 東野 嘉直
愛知 2605 加藤 重良 岡山 15 山崎 隆平
福岡 1151 秀島 一廣 福岡 1880 田中 義彦
福岡 2101 松井 直 佐賀 372 中島 利一
長崎 460 池田 義徳 大分 722 飯塚 孝治
平成23年8月22日付
東京 6826 池永 徹博 長野 2313 松浦 元喜
京都 667 立川 知 福岡 1567 篠原 直行

これだけは知っておきたい！ 山村流 災害・防災用語事典

山村 武彦 著

「地震津波」と「津波地震(※)」は違うものというように、災害や防災用語には紛らわしいものがあります。本書は『ことばの意味を正確に理解することが防災の第一歩である』と確信する著者により編纂された用語事典です。また、重要用語については過去の災害事例などを紹介して理解を深められるよう配慮されています。

このような主旨・内容の本書は有益図書であると考え、広くご推薦いたします。

(※津波地震：地震による揺れが小さいにもかかわらず、異常に大きな津波が襲ってくる地震をいう。)



B6判 369ページ
定 価：2,300円(税込)
割引価格：2,070円
送料出版元負担

主 要 目 次

第1章	地震編	第6章	火山・噴火編
第2章	津波編	第7章	豪雪・雪崩編
第3章	台風・水害・落雷・竜巻編	第8章	気象編
第4章	土砂災害編	第9章	災害・防災に係る主な法令
第5章	火災・消防編	第10章	その他の災害・防災関係用語

株式会社ぎょうせい 行 フリーFAX:0120-953-495

書籍申込書<土地家屋調査士会員専用>			
書 名		割引価格(税込)	申込数
「これだけは知っておきたい！ 山村流 災害・防災用語事典」 ₅₁₀₇₇₄₂		2,070 円	冊
お届け先 住 所	(〒 —)		
(フリガナ) 氏 名			
TEL	— — / FAX	—	—

(注)FAXにてお申し込み下さい。

申込期限 平成23年12月28日まで

発行・販売 株式会社ぎょうせい 東京支社 96153 三嶋崇裕 宛
〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11 TEL:0120-953-431 FAX:0120-953-495

ち　　う　　さ　　し　　俳　　壇

第317回



余燼

水上陽三

夕顔の風を待みて咲ききる
余燼あることの安心百日紅
二期期のプール晴雨にかかはらず
西下旅釣瓶落しを追ひぬけず
その中に角通一人鳥渡る

雑詠

水上陽三選

愛知

清水正明

露けしや句碑群残るあいの沢
語り部の棄老ばなし月が聞く
尾根ゆくやケルンを囲み赤蜻蛉
露しとど分流堤の松並木
白肌を隠す白根山や七かまど

岐阜

堀越貞有

信楽の狸へうへう秋の声
船頭のガイド佳境に木曾の秋
始末書は雛形通りに秋暑し
街路樹の一本置きに金木屋
色白で程よい丸み居待月

茨城

島田

操

年寄が残りし家の盆終る
虫すだく中かつかつと通夜帰り
秋澄むや水音に和す山の風
寂寥やせせらぐ音に秋の情
気安さや隠居暮らしの秋団扇

東京

黒沢利久

夕蟬に遊びの声のなかりけり
新涼の風を呼び込み事務机
夕焼や終刊号の雲母読む
被災地の球児の行進夏の空
秋刀魚焼く忍び難きをしのびつつ

埼玉

井上晃一

緑陰に老人の椅子並びをり
庭涼み犬の太郎も仲間入り
納涼会腰なめらかにフラダンス

今月の作品から

水上陽三

清水正明

露けしや句碑群残るあいの沢

知らなかったが、福島県飯館村あいの沢には、平成十三年から五ヶ年に亘る愛の句碑事業に参画して入選した二百五十もの句碑が建立されたということである。しかし今回の東日本大震災なканずく第一原発事故に因る放射能汚染による退避区域に入ってしまったのである。現在放射能を帯びた露まみれになっているとはまさに晴天の霹靂である。

堀越貞有

始末書は雛形通りに秋暑し

始末書を読んだ俳句は類がない。何の始末書かは分からないがいずれにしても始末書というからには、よからぬこと或いは不

測の事故を犯してしまった事を詫びるとともに再犯しないことを約束する体のものに違いない。雛形を示されてその雛形のように書かされているのであるから、当然ながら折からの秋の暑さが身にこたえるのであろう。

年寄が残りし家の盆終る

島田

操

盆の終りとともに、帰省していた者たちが帰ってしまったものと老夫婦のみになってしまったのである。散文的表現でなく俳句的な表現の作品として取り上げた。

黒沢利久

夕蟬に遊びの声のなかりけり

いささか理に落ちた感はないが、羽化してよりの短い命の限り雌を呼んで鳴く蟬であつてみれば、夕蟬といえども遊びの声などあろう筈がないという作者の思ひれが、むしろ切なさを感じる。

8月

18日～19日

第2回業務部会

<協議事項>

- 1 「表示に関する登記における実地調査に関する指針(改訂)」に関するアンケートについて
- 2 不当廉売に関する考え方の会員への周知について
- 3 改訂版「登記基準点設置事例集」の発刊について
- 4 全国の認定登記基準点の位置情報公開システムについて
- 5 情報の電子化について

19日

第1回認証局運営委員会

<報告事項>

- 1 委員の選任及び委員長・副委員長の指名について
- 2 電子証明書(ICカード)発行状況について
- 3 認証局監査について

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士法施行規則第26条第2項の改正について
- 2 日調連認証局Q & A集の公開について
- 3 認証局情報管理システムの機能拡張等について

第1回研究所電子会議

<協議事項>

- 1 平成23年度の研究所研究テーマ(案)について
- 2 研究員候補者の選考について

22日

第1回研修部電子会議

<協議事項>

- 1 ウェブシステムを活用した研修の実施について
- 2 土地家屋調査士特別研修の受講促進について
- 3 研修に関するアンケートについて
- 4 業務執行予定表について
- 5 eラーニングのコンテンツについて

24日～25日

第4回常任理事会

<審議事項>

- 1 平成24年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について[顕彰審査会]
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則及び土地家屋調査士会会則モデルの一部改正(案)について
- 3 第7回土地家屋調査士特別研修の実施計画

について

- 4 平成23年度研究所研究テーマ(案)について<協議事項>

- 1 土地家屋調査士法施行規則第26条第2項の改正について
- 2 共済会特別会計における団体定期保険長寿祝金の段階的な減額(案)について
- 3 講師団名簿の改定について
- 4 土地家屋調査士会における研修に関するアンケートについて
- 5 ウェブシステムを活用した研修の実施について
- 6 第7回土地家屋調査士特別研修の基礎研修について
- 7 第8回国際地籍シンポジウムの準備について
- 8 連合会音羽会館の取扱いについて
- 9 「平成23年7月新潟・福島豪雨」による被災会員への対応について

25日～26日

第1回全国ブロック協議会長会同

<報告事項>

- 1 各ブロック協議会長からのブロック協議会の運営状況等報告

<議事>

- 1 東日本大震災からの復興支援について
- 2 「表示に関する登記における実地調査に関する指針(改訂)」について
- 3 全国一斉表示登記無料相談会について
- 4 土地家屋調査士特別研修について
- 5 各部等からの事業実施計画について

9月

1日～2日

第3回財務部会

<協議事項>

- 1 常任理事会及び理事会等における役員の交通費及び宿泊費の計算方法と支給額の変更について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程及び日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部改正について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会共済会団体定期保険規約及び日本土地家屋調査士会連合会共済会共済年金規約の一部改正(案)について
- 4 土地家屋調査士賠償責任保険における全員加入の具体的な方策について
- 5 第26回日本土地家屋調査士会連合会・第31回関東ブロック協議会合同「東日本大震災復興支援」チャリティーゴルフ大会について
- 6 特別会計の整理・統合について

7 新会計基準に則った会計の実施について

8日～9日

第3回理事会

<審議事項>

- 1 平成24年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則及び土地家屋調査士会会則モデルの一部改正(案)について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則及び日本土地家屋調査士会連合会研究所規則の一部改正(案)について
- 4 第7回土地家屋調査士特別研修の実施計画について

<協議事項>

- 1 平成23年度第1回全国会長会議の運営について
- 2 共済会特別会計における団体定期保険長寿祝金の段階的な減額(案)について

3 講師団名簿の改定について

- 4 第8回国際地籍シンポジウムの準備について
- 5 連合会音羽会館の取扱いについて

第3回理事会業務監査

9日

第8回国際地籍シンポジウム準備委員会(第1回)

<協議事項>

- 1 第8回国際地籍シンポジウム予備会議の日程及び資料等について
- 2 第8回国際地籍シンポジウムのスケジュール及び内容等について

12日

第1回オンライン登記推進室会議

<協議事項>

- 1 オンライン登記推進室の活動内容について
- 2 登記情報提供システムの更新について
- 3 新たなオンライン利用に関する計画について

NETWORK 50

ネットワーク50

東京会

「東日本大地震と広域液状化」

杉並支部 古地 敏博

(災害復興まちづくり支援機構マンション問題研究員)



『とうきょう』No.586

私は東京土地家屋調査士会が参加した災害復興まちづくり支援機構に所属して、色々教えていただきました。

その経験を元に地震による液状化の諸問題を感じたままに述べたいと思います。

地震の時私は、京王線新宿駅で数分後に発車する電車にいました。突然電車が猛烈に揺れ始めて、倒れる危険を感じ乗客全員がホームに下り

ました。ホームで初めて地震だと気がつき地上に逃れると、新宿の超高層ビルがゆれていて皆が心配そうに見上げていました。

電話の通じない自宅が心配なため、千葉県浦安市に帰る事にしました。道路は大渋滞の為、電車を求めて7時間歩きました。後で太ももを見ると皮膚がズボンの布とすれて炎症を起こしていました。

何とか、動き始めた地下鉄を乗り継ぎ東西線浦安駅より自宅に歩いて新浦安地域に入りますと後で、昼間写した写真の通り大変なことになっていました。

私も被災民となったわけですが、都市部の広域液状化という日本で初めての体験をすることになった訳です。

浦安市は旧市街地を除き市街地の大部分が埋め立て地の為その埋め立て地が、日本で初めて広域に液状化しました。市街地が液状化し、数10cm波打ちながら沈下した事によりライフラインが広域に破壊し一瞬にて都市機能が失われました。「車はエンジンが止まればただの箱」とよく言いますがそれに習えば「マンションはライフラインがなければ廢墟同然」でした。



道路が落ち出られない駐車場の車



道路が落ちて入れないショッピングセンター



駅前エレベーターの飛出し

幸い我がマンションは電気、ガス、電話は、生きており水道と下水がダウンしました。

下水は5日後に生きている本管に、つぶれた管の排水を仮設管で吸い上げて流せるようにし、水は1週間ぐらい隣の小学校に来る給水車でもらい、浴槽にためる生活でした。

役に立ったのは再生機構担当の東京都の斉藤課長より教えていただいた、レジ袋で糞尿を処理する方法が大変役に立ちました。

写真でこの方法を掲示板で紹介した所、近隣のマンションも見学に来



傾き埋まった交番



床屋のサインポール



公園の走るひび割れ

て、この方法が定着していきました。

また、この方法が定着すると仮設トイレを使用する人は少なくなりました。

浦安の地域の特殊性とも思いますが、交通機関の回復に伴ってマンション居住人口はすぐに半減しました。皆さん実家かセカンドハウス・賃貸住宅・社宅に避難されたようです。また、土地柄を勘案して浦安市も仮設住宅の入居希望者が少ないと判断して断念したと聞いています。

次に液状化災害を制度的な立場から眺めてみると街全体が数10 cm沈んだ今回の液状化の震災は、浦安市の年間予算を超える被害なので国の激甚災害指定基準を悠々と超えます。

しかしその被害を救済する災害救助法の規定は、台風やがけ崩れの土砂の堆積による被害を前提に考えて作られているようです。

そのため今回の様な広域液状化は想定外の事案であり、街中の地盤が沈下していますので、大型マンション、公共施設、大型ショッピングセンターなどは基礎杭を打っているため建物本体は沈下しませんが、周りの地盤が下がりライフラインが切断した被害です。

沈下した道路から見ると建物は飛び出して見えます。地盤から飛び出す建物の被害は除外されていたともいえますが、幸いその後、知事の判断で災害救助法の適用も浦安市にありました。



給水車に並ぶ人々



吹き出し風景

現在は国県の援助の少ない中、市長の英断で土地の固定資産税の40パーセント減額、マンション管理組合へライフライン修復事業のため上限3千万円の補助も決定し色々な再建事業が開始されようとしています。

浦安市も今回の震災で他の自治体の協力に感謝し、なおかつ今後の液状化対策に教訓を生かす決意との事です。

以上簡単に報告いたしました但最终に1つ提言をしておきたいと思っています。

現在ある「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」の液状化版として「災害関連地域防災液状化対策事業」を国・県・市町村・土地所有者の4者で行えるような制度が出来れば将来に亘る日本の埋立地の安全を担保できるのでないかと思っています。

なおこの原稿作成に当たり忙しい中での浦安市の中山高樹市長公室長の協力に感謝している事を申し添えます。



浦安市の状況を聞いた、浦安市中山市長公室長(右)と古地土家屋調査士

第7回土地家屋調査士特別研修の開催について

標記特別研修を下記日程で開催します。受講者募集は平成23年10月上旬頃に開始する予定です。

1 日 程

基 礎 研 修	平成24年2月10日(金)から12日(日)までの3日間
グ ル ー プ 研 修	平成24年2月13日(月)から3月16日(金)の任意の15時間
集 合 研 修	平成24年3月17日(土)、18日(日)の2日間
総 合 講 義	平成24年3月19日(月)
考 査	平成24年3月24日(土)

2 会 場

全国各地(ただし、グループ研修のみグループごとに開催します。)

3 受講対象者

- ① 土地家屋調査士会員(会員)
- ② 土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者(有資格者)

4 受講料

- (1) 新規受講：特別研修を新規に受講する者

【費用】	① 会 員	8万円
	② 有資格者	10万円

- (2) 再 受 講：下記のA・Bのいずれかに該当する者

【費用】 再受講 4万円

A 第2回から第6回の特別研修のいずれかにおいて、「基礎研修から総合講義までの全課程を終了できなかった者」又は「課題を提出していない者」(第6回特別研修を新規受講した者のうち、東日本大震災の影響で受講を辞退した者を含む。)

B 第1回特別研修の修了証明書を保持する者のうち、土地家屋調査士法第3条第2項第2号の認定を受けていない者

- (3) 聴講・再考査：下記のA・Bのいずれかに該当する者

【費用】

- ① 聴 講 3万円(考査の受検+教材+グループ研修を除く講義への視聴)
- ② 再考査 ア 教材有 3万円(考査の受検+教材)
イ 教材無 2万円(考査の受検)

A 第2回から第6回の特別研修の修了証明書を保持する者又は発行見込みの者のうち、土地家屋調査士法第3条第2項第2号の認定を受けていない者(第6回特別研修の聴講・再考査申込者のうち、東日本大震災の影響で受講を辞退した者を含む。)

※ただし、本条件については、修了証明書の交付を受けた日から5年以内に開始する特別研修において利用できるものであるため、第2回特別研修時の修了証明書保持者については、今回の特別研修までの適用となりますとともに、第1回特別研修の修了証明書保持者については、利用期間を超過していることから、再受講制度の申込みとなります。

B 第6回特別研修において、基礎研修から総合講義までの全課程を終了し、かつ課題を提出した者
(連合会研修部)



土地家屋調査士新人研修開催公告

平成 23 年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

四国ブロック協議会

記

開催日時 平成24年1月13日(金)午後1時 開始
平成24年1月15日(日)午後4時 終了

開催場所 徳島県徳島市出来島本町二丁目42番地5
「徳島県土地家屋調査士会館」 電話 088-626-3585

申込手続 受付期間 平成23年12月1日(木)～平成23年12月20日(火)
申込先 所属する土地家屋調査士会事務局

受講対象者 開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員
なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込
先までお問い合わせください。

編集後記

「秋茄子は嫁に食わすな」

この言葉は、嫁を憎む姑の話だということや体を冷やさぬよう嫁の体を心配した話だとかということを聞きおよんでおりました。

つい先日、近所の飲み屋に行きましたところ、「今年の仙台長ナスはそろそろ終わりです、これが最後だと思ってください。」と言われ、ああそうか、これを食べた後は来年の梅雨入りまでお預けになるなと思ひながら、ナスの一夜漬けをいただきました。

その酒の席で「秋茄子は嫁に食わすな」と言うがそもそも、ナスの季節は夏なのか秋なのかということや煮て食べるものか、漬物やあえ物でほぼ生で食べるのか、しまいには「一富士、二鷹、三なすび」まで発展して、それを肴にして一杯(たくさん?)やってみりました。

翌日、ちょっと調べましたら、ナスは加熱してうまい種類ともっぱら漬物とするものがあり、丸いものと長いものを掛け合わせて、その両方の性質を持ったものもできあがっていることや、近年は長さ

30センチもあり、縦に切ると草履のようなナスもあることがわかりました。

そして、昔から全国各地で、その土地に合った特徴のある種類があり、料理方法も様々であったと書いてありました。

おいしい食べ物であり「成す」や「生す」と言葉がつながり、その地方の「名産品」となって縁起が良いので、初夢にも登場してきたのでしょうか。こんなことから、嫁をいたわり心配した話であると解釈させてもらうことにいたしました。

30センチもある大きなナスのレシピですが、簡単だが気がつきにくい調理方法であります。紙面の余裕がないので、勝手ながら皆様への宿題といたします。

調理法を考えていただければ、まことに幸いです。

広報部次長 岩瀬正知

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 竹内 八十二

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局(以下「日調連認証局」)が発行するICカードをなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすればICカードを取得できるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ(一部署名できないものもあります。)に署名する場合等に使うんだ。

ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。

トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！



【新不動産登記法が要求している3本柱】

新不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけています。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

☆ご注意ください☆

平成22年3月31日までに発行されたICカードは、事務所所在地に変更がある場合、失効されます。事務所所在地の変更は、市町村合併や住居表示変更、建物名変更等についても対象となります。利用者からの失効申請書が提出されない場合、土地家屋調査士名簿が変更され次第、ICカードを失効します。業務に支障が出る場合もございますので、事務所所在地に変更が生じる場合、ご注意ください。

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書利用申込書の配付について

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書配付希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.or.jp)、FAX (03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にて联合会あてお申出ください。

- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
○ 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail (半角) ○ Tel (半角) ○ Fax (半角)

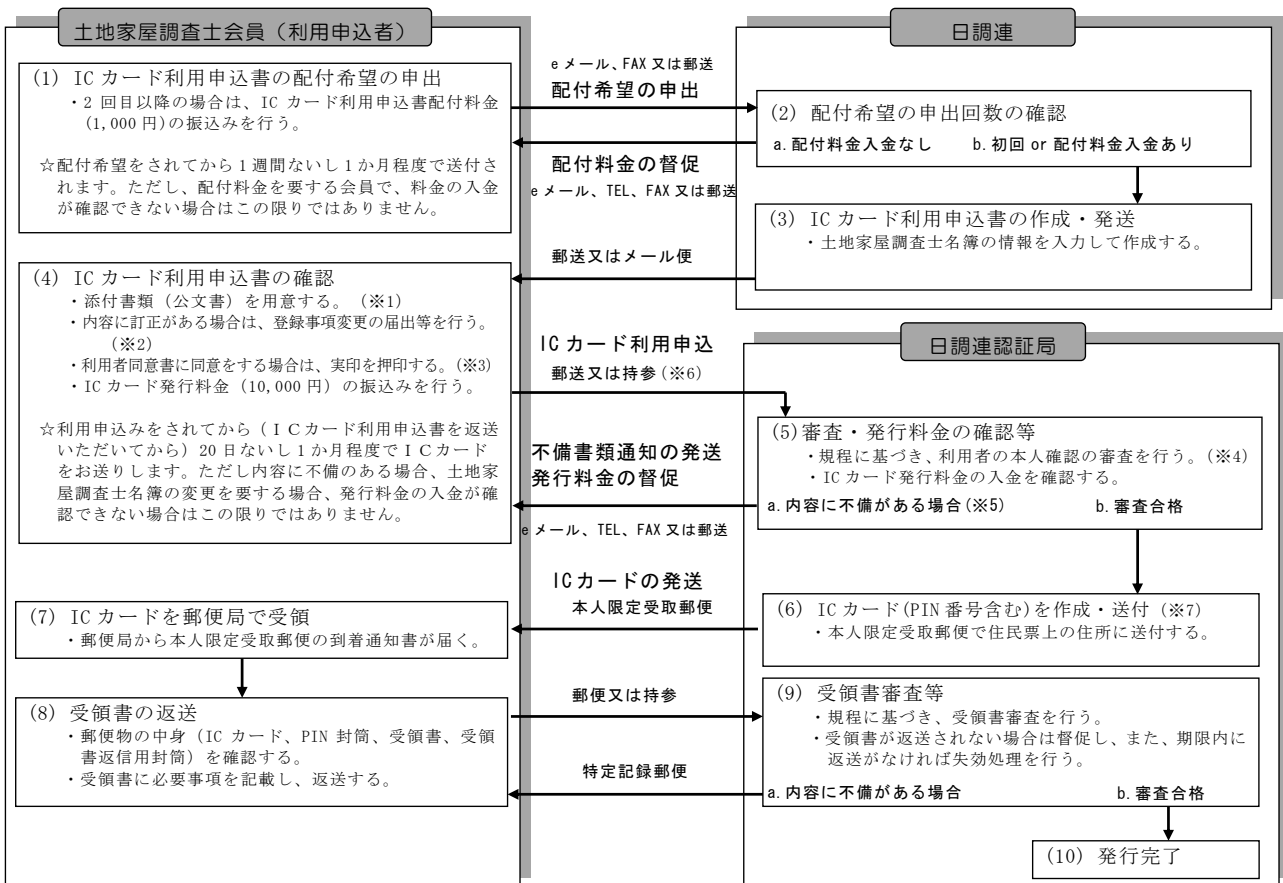
なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに各土地家屋調査士会でとりまとめのうえ、联合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでご了承ください。

ICカード利用申込書については、平成22年4月1日の依頼分(平成22年4月1日消印)から、以下のとおりとなります。

初回配付(ICカードの初回発行、再発行及び更新発行における1回目の配付)：無償

2回目以降の配付(上記初回配付申込書の紛失毀損等による再配付)：有償(1,000円)

ICカードを取得するまでの流れ



(※1) 住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1か月以内のものをご用意ください。

(※2) 日調連認証局へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更の手続後、土地家屋調査士会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所実印を押印して日調連認証局に送付してください。

(※3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。

(※4) 規程に基づいて審査を行っております。審査不合格の場合、又は発行料金の入金が確認できない場合、ICカード発行までに時間がかかる場合がございます。特に、土地家屋調査士名簿の登録事項変更の手続が行われていない場合、土地家屋調査士名簿の登録事項変更後の審査となりますことをご了承願います。

(※5) 日調連認証局へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。

(※6) 土地家屋調査士会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、土地家屋調査士会員のご負担となります。

(※7) ICカードは、本人限定受取郵便で送付します。利用申込者（土地家屋調査士会員）の住民票上の住所に本人限定受取郵便の到着通知書が送付されます。郵便局において、必ずご本人が受領してください。

(※8) 申込が混みあっている場合は通常よりお時間をいただく場合がございます。予めご了承ください。

ICカードの同封物について

ICカードが同封されている封筒は、図①～⑤のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

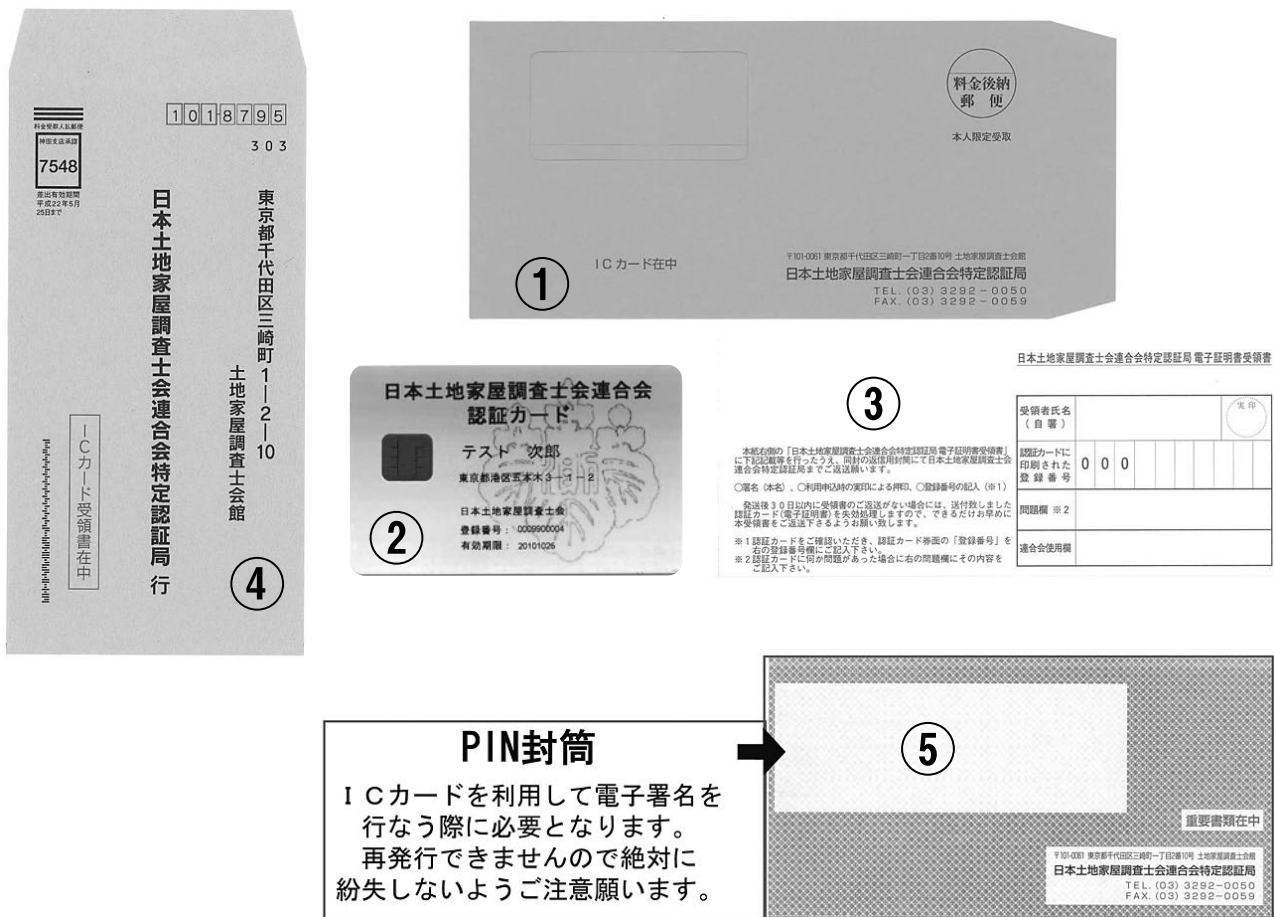
- ① 下記②～⑤が入っている封筒
- ② ICカード
- ③ 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連認証局あて送付願います。

- ④ 受領書返信用封筒
- ⑤ PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードはICカードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。**

(この場合、当該ICカードを失効し、新規にICカードを発行する手続きが必要となります。)



【受領書について】

ICカード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連認証局へ送付してください。ICカードが発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、ICカードは失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連認証局(電話：03-3292-0050)あてに、ご連絡ください。

＜受領書記載要領＞

- ・ 自署(氏名)(楷書でお願いします。)
- ・ 印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業をお願いします。

(1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/index.html>)を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/authentication/iccard.html>)を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

法務省「登記・供託オンライン申請システム」ホームページ(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>)及び連合会ホームページ「会員の広場」(<http://www.chosashi.or.jp/>)から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

ICカードの発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成23年8月末日現在で累計18,494枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ICカードの発行については、下記「発行に係る費用及び支払い方法について」のとおり費用負担をいただくこととしておりますので、よろしくお願いします。(日調連認証局HP(http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf)に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照)。

発行に係る費用及び支払い方法について

1 振込金額(証明書1枚当たり)

10,000円(税込)

※振込手数料は利用申込者のご負担をお願いします。

※市町村合併等による失効後の2回目以降の発行につきましては、この限りではありません。

2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 九段支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
会長 竹内八十二
- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1349384
- ・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁+氏名
(例: 東京会の1番「調査士華子」の場合、0100001「調査士華子」)
なお、会番号は、「会番号一覧表」を参照

3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		